

第八十回 参議院地方行政委員会會議録第六号

昭和五十二年三月三十一日(木曜日)

午前十時四十五分開会

委員の異動

三月三十一日

辞任

鍋島 直紹君  
鳩山威一郎君  
加瀬 完君  
志苦 裕君  
多田 省吾君

補欠選任

佐々木 満君  
山東 昭子君  
工藤 良平君  
大塚 喬君  
矢原 秀男君

出席者は左のとおり。

委員長

高橋 邦雄君

理事

安孫子藤吉君  
夏目 忠雄君  
野口 忠夫君  
神谷信之助君

委員

井上 吉夫君  
大谷藤之助君  
片山 正英君  
金井 元彦君  
後藤 正夫君  
佐々木 満君  
山東 昭子君  
増田 盛君  
大塚 喬君  
工藤 良平君  
小山 一平君  
山崎 昇君  
阿部 憲一君  
矢原 秀男君  
市川 房枝君

國務大臣

自治大臣  
國務大臣  
(國家公安委員  
會委員長)

小川 平二君

政府委員

警察庁長官

浅沼清太郎君

警察庁長官官房

山田 英雄君

自治政務次官

中山 利生君

自治大臣官房審

石原 信雄君

議官

福島 深君

自治大臣官房審

山本 悟君

自治省行政局長

石見 隆三君

自治省行政局長

首藤 堯君

自治省財政局長

森岡 敬君

自治省税務局長

伊藤 保君

常任委員会専門

矢澤富太郎君

大蔵省主税局税

亀井 敬之君

制第一課長

高橋 俊雄君

大蔵省主税局税

川俣 芳郎君

制第三課長

企画官

自治省税務局府

衆議院送付)

本日の會議に付した案件

○地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○警察官の職務に協力援助した者の災害給付に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(高橋邦雄君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

地方税法の一部を改正する法律案及び警察官の職務に協力援助した者の災害給付に關する法律の一部を改正する法律案を便宜一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○野口忠夫君 一昨日、時間がありませんのできょうに引き延ばして御質問申し上げることにしておきました。おとといは私は、今日の日本の安定的な経済成長路線をいくものは、地域、そこに住む住民の皆さんの豊かな生活を保障しながら、豊かな繁栄を地域の中から生み出していく、そういう政策がこれからの安定的な基盤の政策になるという、そういう立場では非常に地方自治体の新しい考え方の上に立ったこれからの推進が重要ではなからうか、自治省としてのお仕事もまことに重要ではなからうか、こういうことを申し上げて皆さん方の御奮闘をお願いしたわけでございます。

皆さん方の御奮闘をお願いしたわけでございます。御説明をわれわれ受けたわけでありますけれども、その中にはそういう根拠と情熱がどうも余り見られない、残念なことだということを申し上げて、五十三年に向かつては新たな決意でひとつがんばってもらわなさいいけないということを申し上げたわけでございまして、これからの地方財政の豊かな充実というものを考えていく中では、地方財政計画の中に示されました方針というものが、一方で住民負担の軽減を図ろう、一方で地方財源の確保をしなければならぬという、こういう二律背反的な中でどうして一体これをおかみ合せていくかという課題が生まれてくるであろうし、地方財源の確保という問題の中での課題は、増税か、新しい税をつくり上げるか、そして財源を確保するかというような、そういう方向性を持つてくるのではないかと承知しております。そのためにはやはり、今日多くの国民から指摘されている公正な税制を実施していくということに踏み切つて地方財源の拡充という方向を考へていかない限りは、国民の協力とこれに喜んで参加していただくことはできないのではないかと承知しております。まことに不正という天下にその名を高くしているこの税制制度の中の部面を改めるために電気税の問題について申し上げたわけでございします。

本日また引き続きその問題でお尋ねしたいと思つておりますが、どうしてもやっぱり地域自治体の財源の確保をしていくためには、国民の協力を得るためには、やっぱり公正な課税というものがあつて、単に財源確保のために増税というふうな方向にのみ税制を引つ張つていくということであつてはならないのではないかと。国民だれもが納得して、進んで納税に協力してくれるような税制にすることが前提ではないかと。どうしてもこのためには公正の基準から見た妥当な税制が考へられていかなければならぬと、こういう趣旨でお尋ねしていきたいというふうなふうに思つております。本日は不正課税の一つとして挙げられていた天下に有名な利子、配当の分離課税についてであります。源泉分離課税の税率を三〇%から三五%に引き上げておられますが、これに対して住民税の方では何らかの措置をしてきたかどうか、この点についてお尋ねしたいと思います。

○政府委員(森岡敬君) 源泉分離課税を選択いたしました利子所得等につきましては、課税技術上、現在の住民税をそのままの形で課税することはとうてい困難、むしろ不可能に近いわけでございします。で、源泉分離課税制度ができました後、自治省といたしましては、何らかの形で分離選択をいたしました利子所得等について税負担を

求め、地方財源を確保したいという観点から種々検討を重ね、税制調査会にも御議論をお願いしたわけでございます。しかし、率直に申し上げて、所得税の課税のシステムが総合課税制度になりますれば住民税も当然課税できるわけでございまして、けれども、分離課税制度がありまして以上は、住所地ごとに納税義務者の所得を総合して課税するという現在の住民税の仕組みをそのまま適用して課税するということは、これはむづかしいわけでございまして。

ひるがえって考えてみますと、この住民税の分離課税制度に対する課税が行われないことによります影響といえますか、一つは税負担のバランスを乱しておるといふ問題、もう一つは確保すべき地方財源が確保されていないという点、二つあるかと思ひます。

私もそういったしましては、たとえばこの源泉分離課税を適用いたしました所得等につきまして、金融機関所在の都道府県が課税をして市町村にそれを配分していくという方法なども一案ではなからうかというところで、税制調査会に一年前御議論を願ったわけでございまして、それはやはり現在の住民税の仕組みからかなりかけ離れたことになりまして、適当ではなからうという御意見の方が強いわけでございまして。

そういったしまして、いつまでも源泉分離課税制度が続くというわけでもございせん。むしろ総合課税制度に移行すべきだという国民的な世論も強いわけでございまして、分離課税制度が存続します期間内は、暫定的に少なくとも地方財源を確保する措置を講ずるということで処理をする方が現実的ではないかという考え方に立ったわけでございまして。そのような観点から、たとえば分離課税をいたしました利子所得等の一部を、臨時特例交付金のような形で地方交付税の財源に組み入れてもらうというのを国庫当局に今年度お願いをし、その結果、御案内のように、九百五十億円の臨時特例交付金の交付はその面も考慮して支出をすると、こういうふうな経緯に相な

つておるわけでございまして。基本的には、先ほども申しましたように、所得税において総合課税制度を速やかに実現してもらう。それに伴って住民税の課税の的確に行っていくということが本来あるべき姿と思ひますが、臨時的な措置として財源確保の手段を検討してまいりたいと、こういう気持ちであるわけでございまして。

○野口忠夫君 臨時特例交付金の九百五十億円のの中に、いまおっしゃった利子・配当所得の地方税のかからない分として加えられている額はどのくらいになっているんでしようか。

○政府委員(森岡敬之) 臨時特例交付金は、御承知のように、いま申し上げました源泉分離課税制度に伴う地方税の欠落分と申しますか、そういうものと、それから地方財政の全体の状況を総合的に勘案して九百五十億円と決められたわけでございまして、その内訳がこの分が幾らということには実は相なっておりません。と申しますのも、源泉分離課税制度を適用いたしました利子所得等のうち、地方税相当分として振り分けるべき分がどれくらいになるかというところは、率直に申して明確でないわけでございまして。ですから、その辺のところはなかなか決める方がむづかしいわけでございまして。少なくとも私どももいたしましては、かなりこれに国庫当局も理解を示していただきましてこのような措置をとっていただいたものと、かように考えておるわけでございまして。

○野口忠夫君 すると、九百五十億円という臨時特例交付金の中に入っているものは、そういうところの中でのつかんだ金になっていると。やっぱり不公平税制として存在している、かけるべき所得にかかってないという問題ですね。一方は大部分詳しく吟味されて所得に対してかけられているわけですが、かけるべき存在のあるものの所得に対してかけないでおいでいるという、こういう意味での九百五十億円ということには、名目としてはそういうものを入れていったけれども、そういう額は入っていないかったと。お話を聞くと、やっぱり

選択分離課税というものがなくなつて総合課税になれば自治省としては大変結構なんだという、大蔵省待ちのようなふうになっているわけですね。これは非常に所得のあるところにかけていないわけですから、国はそれに向かつてかけられているが、何か制度の中でのかけるべきものをかけられないでいる。

大蔵省にお尋ねしたいのですが、お聞きのとおりでございまして、自治体にとっては税制上からも非常にこれは問題のわけでございまして、大蔵省の方で早く利子・配当の総合課税をやつてほしい、それにまづ地方自治体にある税制上の大きな問題というものは解決していきたいと、こういう依存の中で言われておるわけですから、大蔵省に聞くほかはないのですけれども、大蔵省としてはこの利子・配当などの総合課税は昭和五十三年度からでも実施すると、そういう気持ちでいらっしゃいますかどうか。そうでないと、こういうものがなくなつて非常に不公平感を国民に与えて、国民の不信感の対象になっているわけですから、大蔵省としてはこれは五十三年にはやると、こういうお考えでいるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○説明員(亀井敬之) お答え申し上げます。ただいま御指摘がございましたように、利子・配当所得につきましては、森岡税務局長もお答えになられましたように、本来的には総合課税に移行することが適当ではないか、またそれが当然であらうかというふうにも考えております。ただ、一挙にそれでは先生御指摘のように総合課税に移行できるのかという問題につきましては、こういう利子・配当の所得を把握する体制を十分整備できるかどうかという問題もございまして、仮にそういうことを考えず、一挙に総合課税に移行するということになりますと、また課税の不公平をかねて招くといふような問題も出てまいりましようかと思ひます。税制調査会におきまして、そこら辺につきまして、今後具体的な専門的な検討を一層推進していくよう

に、そういった御意見もちょうだいいたしておりますので、そういった方向で検討が行われていく、こういうふうな理解をいたしておる次第でございまして。

○野口忠夫君 重ねてお尋ねしますが、五十二年の所得税の利子・配当分離課税の総額はどのくらいの見込みでいらっしゃいますか。

○説明員(亀井敬之) お尋ねでございますが、私も必ずしも五十二年の数字をつまびらかにいたしておりません。

お答えになるかどうかわかりませんが、五十年の実績で申し上げさせていただきますと、源泉分離課税、源泉分離を選択いたしました利子所得は一兆三百億程度、こういうことに相なっております。

○野口忠夫君 利子所得ですか。

○説明員(亀井敬之) 利子所得でございます。

○野口忠夫君 配当はどうなんですか。

○説明員(亀井敬之) 配当は約七百億円でございまして。

○野口忠夫君 この五十年の分について、源泉分離課税でなくて、これを仮に総合課税にしたとすればどのくらいの額になるのですか。

○説明員(亀井敬之) 実はそういう状況の計算を、申しわけありませんがいたしておりませんので、手元にそういった資料がございません。お許しをいただきたいと思ひます。

○野口忠夫君 いまこれは税制調査会でですか、中期税制の答申を受けている、審議中でございまして。

○説明員(亀井敬之) さようでございます。

○野口忠夫君 その中で、分離課税をやればこうなる、総合課税はこうすると、こういう国の財源の確保の問題についての二つの方法について、これの見込みというふうなものは全然立たないわけですか、これは。いま聞くと、試算の資料がないというお話でございましたがね。

○説明員(亀井敬之) お答えに相なりますかどうか、若干心もとのございすけれども、現在

利子、配当等でマル優制度というのがございまして、少額貯蓄非課税と、こう言っておりますが、これによりまして減収になっておりますが、五十年でございまして、約九百七十億円程度、それから利子所得の課税の特例というのが百十億円程度、こういった計数がございます。これらが、総合課税になりますとそれが税収として入ってくる、こういうふうな考えをいただいております。

○野口忠夫君 非常にこれは公平な税制をするための課題として、まあいふん利子・配当所得の分離課税については、金持ち優遇の税制であるというところで多くの国民の不信感を買っているわけでしょう。こういうものを改めていかないで、ただ増税という方向だけを打ち出していくこれからの日本の税制上の方向というのは、国民の信頼を取り戻すようなことにはなっていないのではないかと。そういう中では、いま焦眉の課題になっているこの問題についてもう少しやっばり前向きの姿勢で大蔵省は考えていただきたいとお願いしたいと思うのです。

まあ大蔵省の態度はいまのようにお聞きしてわかったわけですが、自治省にお尋ねしたいと思うのですが、この不公平税制、地方税制の上から言う不公平性、これは単なる税制技術上から生まれてくる不公平ではなくて、所得のあるところに税金をかけていかなかったという基本的な大きな問題なんですか、こういう同じ所得のある国民に対して、あるところにはかけてあるところにはかけていない、こういう問題については放置しておくことにはいかないと思うのです。自治省としては、自治省として何とかこれを対象にして所得のあるところには公平に税をかける、こういう方向でいくべきではないかと思うのですが、いかがでございましょう。

○政府委員(森岡徹君) 利子所得等に対します源泉分離課税制度は、御承知のように戦後かなり長い間続けられてまいりました。これは一つにはやっばり貯蓄奨励という政策目的もあ

ったと思います。もう一つは、現在の預金のシテムから申しまして、個々の預金者の預金額を、銀行、郵便貯金、そういうのを全部まとめて総合して把握をするというのが非常にむづかしいという課税技術上の問題があったというところは、これは否定できないと思うのでございまして、たとえば総合課税を行っております諸外国では、いわゆる番号制と申しますか、そういう仕組みをとりまして、健康保険手帳とかそういうものを使って、預金をする際にはそれを利用して預金をしてもらう、そういうふうな仕組みをとりますればある程度の確な把握はできる。しかし、わが国の場合には架空名義預金とか無記名預金とかというものがかなりあるわけでございまして、そういうふうなことがこの源泉分離課税制度というものがずっと続いてまいった一つの理由になっておる。ですから、総合課税制度を実施いたしますためには、やはり預金の仕組みというものを総合課税の形にはましますように条件を整えなければならぬという問題が基本的にあるわけでございまして。

私も、御指摘のように租税負担のバランスという点から考えますと、こういう資産所得につきまして分離課税制度というものはやはりバランスを失っていると思っております。ぜひ早く総合課税制度に移っていただきたいという気持ちを持っております。地方税の問題もそれによって解決されるわけでございまして、まあそういう意味合いで大蔵省とも常々御相談申し上げておるわけでございまして、いま申しましたように、できるだけ速やかに環境なり条件を整えまして総合課税制度に移行してまいりたい。ただし、それは一挙にはできないかと思っております。その間は少なくともできるだけ地方の財源として確保すべき分は臨時特例交付金その他の形で確保するという努力を並行して続けてまいりたい、かように思っております。

○野口忠夫君 いまおっしゃったことはやっばりおかしいと思うのです。まあそれでずっとこう過ごしてこられたように思います、この問題は

分譲論されました。

利子、配当の支払い先というのは、金融機関などは知っているのでないかと思うのです。金融機関は、たとえば、その支払い先の住所の道府県なり市町村に分離課税選択者の住民税分を納入してもらえば済むのではないかと。住所在を考へるわけですね。金を積んで、住所が書かれていて、そこへ税金を取っていくわけですから、そこで分離されたものが出ていく中で出た金額というものは、これは何も道府県に戻って道府県で地方税制にさへなれば、ただそれだけの理由で地方税制上かけられないんだと言っ捨てておくといいことは、取つてはならないとはだれも言っていないから取らないだけの話だと言っ捨てておくわけだ。こういうことではどうもおかしいと思

うのですが、金融機関の現在の状況から見てで

きるのではないかと。金融機関の現在の状況から見てで

ランスのとれた総合課税を行い、住民税も同様に課税を行うということが望ましいのではないかと、かように思っております。

○野口忠夫君 どうもそういうことをお願いするのはできないかみたいなお話ですが、とにかく法定された税金を取るときは税務署の姿勢というのはいふん私は厳しと思うのですが、あるところに行つては、そして、非常な重圧感を大衆の上に与えて、大衆のいるときにこういうものがあるわけですから、どうもなかなかそういうことをお願いしにくい。結局金融機関というのは、あれですか、大蔵省には、はいはいと言うことを聞くけれども、自治省の言うことは余り聞かないということですか、これ。そういうことだったんじゃないですか、いまの御答弁は。いかがでござい

○政府委員(森岡徹君) 大蔵省の言うことを聞いて自治省の言うことは冷たくあしらうというわけでは私は全くないと思つてます。大蔵省の言うことをもし金融機関が聞くならば、先ほど来御指摘の総合課税制度はもっと早くできていたはずだと思つております。所得税における総合課税制度が早くできておりました。また、住民税のこういう問題も起こらなかったであらう、きちんと課税できたであらうと思つております。ですから、やはり基本的に所得税、住民税双方の問題として条件を整え、早く整えて総合課税に速やかに移行する、これが望ましいということだと思つております。

○野口忠夫君 昨年の十一月の二十四日の毎日新聞に、利子・配当所得の捕捉の困難さから言つて、國が所得税とともに住民税を徴収するしかないというのが自治省の考え方であると新聞が伝えております。この辺に意欲のほどはわかるわけですが、これはもう一般的な世論だと思つてます。ですから、そういう仕組みを所得税、住民税を通じてとれるような条件を整えるということが必要なんでありまして、私はそういう意味合いで、速やかに両税を通じてそういう金融なり預金のシステムを整えてもらう、それで所得税もきちんとしたバ

は国税の強化ともからむため、大蔵省と折衝したいとしている。」が、今回の地方交付税の臨時地方特例交付金九百五十億円は、まるまる分離選択課税の住民税分として配分したものと見ても、当初自治省が住民税分一〇%で一千億円以上と見込んでいたと新聞で言われているのですが、非常に少なくなっているわけですが、大蔵省との間には何かこの特例交付金をめぐって約束でもあるのでしょうか。

○政府委員(森岡敬君) 私どももいたしましては、源泉分離選択課税をいたしました利子所得等の一定割合というものを臨時特例交付金として地方交付税特別会計に繰り入れていただきたいというふうな気持ちを持っておったわけですが、さういふことになりまして、なかなか議論が詰まらなかったわけですが、さういふふうな経緯を経まして、最終的に臨時特例交付金その他の事情も考慮して九百五十億円というふうに定まったわけですが、別にこれにつきまして、それ以外の約束はあるわけではございません。ただ、両省の覚書にもございますように、地方財政の状況を総合的に勘案すること、それから分離選択課税の利子所得等に対しては住民税が課税されない、その事実、それを考慮して九百五十億円の臨時特例交付金を交付するというふうに示されております。それ以外に別に取り決めはございません。

○野口忠夫君 大蔵省のお話を聞いても、総合課税制度に非常に期待しながらいきたいと思います、大蔵省にこう頼っているわけだ。その頼っている大蔵省がどうも御答弁では税調待ちというふうな姿の中で、ことしの秋にその答申が出るみたいな中間報告があったわけですが、昭和五十三年年度には、この点についてはやはり総合課税待ちということでの白紙の状態ではないのか。まあ一挙に総合課税化はできないのではないかとすれば、何らかの方法で分離選択課税分について住民税を課すべきだと思ふ。五十三年年度に総合課税化ができません。

れば、自治省としては、五十二年度予算のときと同様に分離選択分の住民税の非課税部分については強く要求していくことになるかどうか、自治省の態度をひとつお聞きしたいと思います。

○政府委員(森岡敬君) 御指摘の本年秋に出されることと予定されております税制調査会の中長期税制に関する答申は、五十五年までのいわば昭和五十年代前半の基本的な税制の仕組みについてのあり方を示したところと、こういうものでございます。

そこで、五十三年度におきましてこの利子所得等に対する課税制度の根本的な変革ができるかどうかということになりますと、率直に申してそれはさう簡単にはまいらないだろうと思ひます。さういふ状態のもとで考えます場合には、私どももいたしましては、これは本年大蔵当局に要請いたしましたように、少なくとも地方財源として確保すべきものはぜひ確保していただきたいという予算要求を続けてまいりたい、かように思ひます。

○野口忠夫君 先ほどの新聞に伝えられておりましたが、住民税分としての税率が一〇%というふうな新聞発表があったわけですが、これは自治省からの発表であろうと思うのですけれども、この根拠はどういうことですか。

○政府委員(森岡敬君) これは率直に申しまして、利子所得等の内容が個々の納税義務者ごとに総合して計算されていないわけでございますから、住民税相当分が幾らあるというところは計算できないわけでございます。実質的にどれぐらいあるかというところは計算できないわけでございます。ですから、その辺のところはある程度粗いと申しますか、めどを立てて考えなければならぬ。一応私どもは今年度はまあ一〇%ぐらいという感じで予算要求をしたつもりでございますけれども、しかし、今後の問題といたしましては、もう少しその内容を詰めまして検討してまいりたいと、かように思っております。

○野口忠夫君 さらに伺いたいのは、同じように

やっぱりこれは悪名高いわけですが、地方税における国税の租税特別措置による減免措置についてお伺いしたいと思うのですが、租税特別措置というものを国が行ったことによつての影響を地方税に及ぼすことについて、完全にこれは遮断できないかどうか、お尋ねしたいと思います。

○政府委員(森岡敬君) 法人税や所得税におきまして特別措置は、一定の政策目的を達成するために租税の誘引的機能をその政策目的に合致させるように使ひ、さういふ考え方のものでございますけれども、反面また、それに伴つて租税負担の公平を害していることが事実でございます。さういふ意味合ひでは、私どももいたしましては、一般的に申しますと、できるだけ国税の租税特別措置というものは地方税には及ばないように努力をしたい、さういふ気持ちを持っておりますけれども、しかし、個別の特別措置の内容の中には、まず第一に、中小企業対策あるいは農林漁業対策のように、国も地方も同じ立場で税制の持つ機能を活用いたしまして、国民経済なり国民生活のために必要な措置を講ずるものもあるはずであります。それらにつきましては、同様な立場で特別措置を設けてそれは差し支えないのじゃないかと思ひます。

第二に、さうではなくて、本来国の立場で御措置をいただいで、地方としてはそれは関与しないでもいいじゃないかと、さういふ問題ももちろんございます。それらにつきましては、一般論で申しましたように、できるだけ遮断をするように処理してまいりたい、さういふつもりでございますけれども、ただ問題は、課税技術上非常にむづかしい面があるものがございます。たとえば、特別償却というふうな形で租税特別措置が講ぜられますと、それを特別償却なりしものとして普通償却という形で課税所得の計算をもう一遍地方税で実施をする、計算をするということは、これはもうなかなか大変なことでございます。さういふ意味合ひで、所得計算に關連いたしますものにつきましては技術的に排除することが困難だと、

さういふものもあることは御理解願いたいと思うのであります。もしそれを、国税と全く違った形で課税所得の計算を全部やるのだということになりますと、納税者としては、法人、個人を問わず大変な手間と手続と事務とが必要になってまいろうかと思ひます。

第三番目に、しかし、国税におきまして特別措置が税額控除というふうな形で行われますと、それはその税額控除なかりしものとして計算すればいいわけでございますから、これは地方税の場合には遮断は比較的容易でございます。したがっていまは、税額控除の方式で行われておりますようなもので、できるだけ遮断をする、さういふ形でございます。取り組んでまいりましたし、今後さういふ気持ちで処理してまいりたいと思ひます。

○野口忠夫君 国のさういふ特別措置によつての遮断を完全にやるということについては、中小、大衆の面に及ぼす影響もあるもので、この点についてはまあ完全ということにはいかなないとお話でございますが、私はさういふ、租税特別措置の持つ金持ち優遇的な立場、さういふために起つてくる税制上の不公平を改めてほしいと、さういふことだと思ひます。この租税の特別措置は、その影響を受けている地方の状態、あくまでもこれは自治省としても検討を要する問題があると思ひます。自治省自体で、地方税としても現段階で、地方税に影響を及ぼす必要のないものがあるのではなからうかと思ふのです。現に事業税では、海外市場開拓準備金制度等の不適用、所得税額の損金不算入など、租税特別措置の影響がないようにしているものであります。これらに見られるように、必ずしも国で実施する税の減免措置を地方税に取り入れる必要はないのではなからうかと思ひます。

そこで何うのであります、何か基準をもつてこの影響を遮断することを考えるべきではないかと思ふのです。ただそのときどきの恣意によつての影響の遮断というふうなことはなしに、ある基準によつてこれを遮断することを考えるべきで

はなからうか。たとえば、海外投資等損失準備金、技術等海外所得の特別控除、価格変動準備金、異常危険準備金などは、どうして地方税でも減免しなければならぬか、その理由が全くこれはわからないのではなからうかと思うのです。都市過密対策のための課税の特例あるいは地域開発のための課税の特例ならば、特例措置の是も言われると思うのです。こういう具体的に地方団体に關係があるものは認められるにしても、これは、現状もつとやっぱり、ある一つの基準をもつて整理をするという意欲を持って臨まれるべきではなからうかと思うのですけれども、いかがでございましょうか。

○政府委員(森岡敬君) 御指摘の海外投資等損失準備金あるいは技術等海外取引に係る所得の特別控除、あるいは中小企業等海外市場開拓準備金、これらにつきましては、まさに国際貿易という観点から設けられております特別措置でございまして、国の特別措置としては妥当でありまして、地方税における特別措置としてはこれはやはり問題があるというところで排除をしております。ご意見を。しかし、その後で御指摘になりました価格変動準備金とか、その辺の各種の準備金なり引当金の問題になってまいりますと、これはやはり同じように所得を課税標準として計算いたします以上は、法人税と法人事業税なり法人住民税との間で別の立て方をするということにつきましては、論理的にもやはりいろいろ議論がございまして、先ほど申しました技術的に非常にむづかしい問題が出てまいります。課税所得の計算を二つに分けてやらなきゃいけないわけでございます。納税者としては大変な手間がかかるわけでございます。ですから私は、そういう課税所得の計算についての各種の特別措置につきましては、やはり法人税法なり所得税法でできるだけ整理していただいて、それに基づく地方税の特別措置による減収もできるだけ回復をしていくということで措置をするのが現実的ではないかという感じがいたします。

なお、先ほど申しましたように、いま一つの問題として、もし本当に地方税に組み入れることが的確でないものは、できれば国税におきましては税額控除という形で処理してもらいますとこれは遮断することが可能でございます。そういう技術面も含めまして、今後大蔵省当局と十分相談してまいりたいと思ひます。

○野口忠夫君 どうもやはり自治省としての物の考え方が、こつちをやつてもならないと——ここで整理してもらつてその上に乗つていけば案だ。これは案なことは案ですわね。しかし、自治省が、いまの財源不足の非常に危機的な状態にあるという自治体の財政を確保していこうというその姿勢の中では、ほかの方でやつたらということではない意欲があるべきではなからうか。そういう意味では、地方財政、税制上はこういうものはやっぱり排除されなきゃならぬからそのような方向でということ、何か他省がやってくれることを待つて、その上に乗つていけば案だみたいな感じがするわけですね。地方税独自の非課税措置等を行っている点については検討する必要があるのではないかと申すのであります。たとえば事業税における新聞業及び新聞送達業、学術研究等の出版業及び教育用映画の制作の事業、新聞広告取扱業、教科書供給業、一般放送事業などは、どのような理由でこれは非課税としているのですか。

○政府委員(森岡敬君) いま御指摘の新聞業、出版業等の一連の関連の事業に対する事業税の非課税は、これらの事業の公共性ということを趣旨として非課税措置がとられていたものと思ひます。なお、付言して申しますが、これは国会修正によつてつけ加えられた改正点でございます。

○野口忠夫君 事業の公共性というものであれば、出版業とか放送業、学術研究等の出版業のものを減免すれば済むのではないかと申すのですけれども、新聞送達業、新聞広告取扱業、教科書供給業などは、公共的とはいながら、ちよつと非課税措置の対象にすることについては一般的な意味から言えば公正さがなく、こう言えると思うのですが、そういう意味では、これから税源を拡大して地方を守つていかなきゃならぬという中で、現行の非課税措置の範囲というものをやっぱり縮小していくべきではないかという考え方を、公正という見地の中から持つべきではなからうかと思うのですけれども、いかがでございましょうか。

なお、ちよつとつけ加えますが、固定資産税についても、これも昭和五十一年度の試算で見ますと一千九百六億円の一つの税金が抜けているわけですから、これも抜本的に検討すべきではないかと思ひますが、この辺のところ、ひとつ御返答いただきたいと思います。

○政府委員(森岡敬君) 今後一般的に租税負担の引き上げをお願いしなければならぬという見通しを踏まえておるわけでございますので、御指摘のように、税制上における税負担のアンバランスのものを、税制上における税負担のアンバランスの確保といふことはこれは正をして、公正な税制の確保といふことはこれはもう絶対に必要な条件だろつと思ひます。そういう意味合いで、事業税なり固定資産税の御指摘の非課税措置につきましては十分あらゆる角度から検討を加えて処理してまいりたいと思ひますが、ただ、固定資産税のいま御指摘の千億円を超える非課税措置等の減収の中には、新築住宅の軽減というふうな、新築住宅につきまして三年間二分の一に税額を軽減するという特別措置がございまして、この辺になりますと、マイホームをささやかでも持ちたいという庶民の感覚、苦勞して住宅を持ったら固定資産税が大幅にかかってくるというのに対して、少なくとも最初の間は、ささやかではあるけれども税負担の軽減措置を講じたい、こういう趣旨で設けられておりますので、それやこれやいろいろ入つておりますから、非課税措置を全部なくしたらいいというわけのものもあるまいと思ひますので、それらいろいろ総合的に勘案しながら鋭意検討してまいりたいと思ひます。

○野口忠夫君 いろいろ伺つたのですけれども、やっぱり税の負担は、大衆的な課税を軽くして所得のあるところからちよつとだいていくという、そういう公正な税制を保つていくために、地方税における非課税措置等による減収の地方税の中に占める位置というものが、国民の信頼と協力を得るような方向でこれは是正されるべきではないかと思うのですが、大分不公正税制が大きく叫ばれているわけにはこれは是正されていらないのではなからうかと思うのです。

ちよつと時間がなくなつてしまつてもう資料を申し上げられませんが、住民税、事業税、固定資産税、電気・ガス税についてのこに四十七年から五十二年までの資料があるのですが、これで見ますと、減税額を試算した累年比較表があるわけですが、四十一年、四十三年、四十八年には七・二%が五・八%に落ちたというふうなことで大変御努力を願つたことになつてはいるのですが、四十九、五十、五十一にいきますと何か〇・三ずつぐらいきり変わつていないわけですね。最近不公正税制についていろいろ叫ばれて、この国会の中でも大分やつてはいるのですけれども、減収の割合というものが最近はずつと少しも改められていないようなパーセンテージが出てはいるわけですね。大いにこれは不公正は正のための努力を自治省はすべきだと思ひますので、そのことをお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(森岡敬君) 先ほど申しましたように、恐らくいま御指摘の数字は、非課税特別措置等に基づきます減収額のトータルをござらんになつての御指摘だと思ひますが、先ほど申しましたように、非課税なり特別措置の中にも中小企業対策でありますとか、農林漁業対策あるいは庶民の住宅対策というふうなものもあるわけでございますので、それらを十把一からあげて議論をするということとはこれはやっぱり問題があるのではないかと。ですから、やはりその中で、国民的な世論から見まして、やはり特定の納税義務者に不当に負担を軽減しておるというふうなもの、あるいは以前においてはそのだけの必要性があつたけれども、社会

経済環境も変わってきているわけでありまして、それによって必要性がなくなつたんじゃないかというふうなものもあるわけでございます。それらにつきましても細かく検討して、整理すべきものは徹底的に整理をするということ、そういう考え方で対処してまいりたいと、かように思うわけでございます。

○野口忠夫君 次に、固定資産税の徴収についてお伺いしたいと思うのですが、固定資産税の資産別構成比の年度推移をずっと見ますと、非常に土地の税収が上がっているのですね。償却資産が非常に落ち込んでおりますが、この点に関して伺っておきたいのですが、昭和五十一年の五月十日に、土地、建物にかかわる昭和五十一年度固定資産評価額及び課税標準額について決めました固定資産評価審査委員会の決定に対して不服審査の申し出があったのですね。これが新聞に出ておるのですけれども、千葉県の流山市、柏市であつたのでございますね。つまりその理由は、サラリーマンが苦勞して手に入れた土地、建物は、生存に欠かせない最低限の財産だと。売却を意図してないから、地価が上がってもその収益性はふえない、それなのに周辺の地価の上昇を理由に評価額が上がつて税金がふえるのはおかしいと、千葉県流山市と柏市の住民の二人の方が、両市の固定資産評価審査委員会を相手取つて、九月十四日の日にこれは裁判を起してゐる。土地にかかつてくる固定資産税の評価基準ですね、これは売買実例価額をもとに決められてゐるんですけれども、この人たちの主張は、「一般住民の宅地や農地は、生活を維持するのに必要不可欠な生存の財産であり、売却が予定されてゐない。地価が上がつてもその収益性は少しも増えないのに、周辺の地価上昇を理由に評価額が引き上げられるのはおかしい」と主張してゐるわけでありまして、この評価を前提として、二人の自宅のすぐ近くにある山林あるいは雑地は、いつでも宅地として売れるのだが、評価額は、地目が違うというだけで宅地の二百分の一程度にすぎないのはきわめて不合理だと、こ

ういうことで、まあこの土地を山林、雑地にしておけば、宅地ですぐ売れるのに、評価額は地目によつて宅地の二百分の一程度にすぎないというふうなことを新聞で伝えているわけでありまして、どのように考へてもこれはまことに不合理ではなからうか。つまり雑地にしておけば安く、売れるわけですね。宅地にしてしまうと高く売れるわけですね。しかも不動産所得者である大地主の方は山林、雑地が多いわけですね。せっかく管轄として建てた自分の家のその宅地は付近の地価が上がつたという理由によつて上がるけれども、これは売れない、そこで生きていくわけですから、ただ税金だけが上がつていくだけで、売ればそれだけに売れるけれども、売ることができない、住んでいるわけですから、そして税金だけが上がつていくときに、その付近の山林地主の皆さん方は安い税金を払つて高い値段で売つてゐる、こういう状態があるということですね。固定資産税の評価をめぐつていま裁判で争われているわけでありまして、まことにこれは不合理だと思つてゐるのですが、こういうことについてどのように考へておられますか。

○政府委員(森岡敏君) 固定資産税は、御承知のように資産の価値に応じて負担を求める税でございます。したがっていま住宅に使つておつて売る土地ではないから評価が安くあつてしかるべきだというわけには私はまいらないと思つてゐます。そこで、その資産価値を的確に各地目を通じてまして捕捉をいたしますために、技術的にはいろいろな方法があるわけでございます。売買実例価額をとる、あるいは収益還元価額をとるというふうないろいろなございまして、しかし、現在の情勢のもとでは、収益還元方式によりまして地価を算定いたしますことは、これはなかなかむづかしいとございまして、したがって、やはりバランスという点から申しますと、かつ技術的な容易さから申しましても、やはり売買実例価額というものを基礎にして算定をするというところの方が技術的にも可能でありますし、また、評価の適正

化も確保できる、こういう考へ方をとつておるわけでありまして。

ただ住宅地につきましても、やはり税負担の配分というものが必要でございますので、評価額の全体といたしまして二分の一に負担を下げるという特別措置を講じております。さらに、小規模住宅用地につきましても、四分の一というふうな思い切つて税負担を下げておることは御承知のとおりでございます。

第二に、山林あるいは雑地という形の土地とそれから宅地との評価にアンバランスがあるのではないかと、こういうお話でございます。私もどなたも、いたしましては、山林とか雑地でありまして、市街地の近郊にありまして、付近の宅地の価格の上昇に伴つて価格が上がつておりますもの、その宅地とアンバランスを失しないように評価をすべきだ、こういう評価の基準を示しておるわけでございます。ただ、現実には市町村の場合にはそういう形で評価をしてゐる、進んでおるところもありませんけれども、なおその辺のところのバランスが十分確保されていないところも、これはないとは申せないと思つてゐます。私もどなたもいたしましてはそういう意味合ひで、いま申し上げました宅地に近接したり、あるいは市街地の近郊の山林等につきましても、宅地の評価とのアンバランスをぜひとるようになんか指導を進めてまいりたいと思つてゐます。まあ千葉県流山市の具体的な問題につきましては、すでに争訟になつておりますので、ここで意見を申し上げることは差し控えたいと、かように思つてゐます。

○野口忠夫君 いま大塚自治省はうまい指導をしてゐるんだそうですね、ここでの新聞のあれで見ますと、これは昭和五十一年に起こつたこととございまして、昨年の評価がえで、住宅の方は一平方メートル一万八千二百円、そこから約五十メートル離れた山林は九十九円だということの、なるべくバランスを失しないように御指導なさつてゐるそうなのですが、これはどういふことかね。で、柏市なども、次々と宅地化が進む市街化

区域内でも、地目が山林だと一平方メートル四十三円とか四十八円という評価額だ。ですから、ここにある高度経済成長以来残つてきたこの高度土地ブームというもののうちに残つてゐる、そういうものを目当てとしてのやはり土地による所得の増大みたいなことを考へる、そういうものの中で、確かに固定資産税の評価それ自体に対しての問題がやっぱり残つてくると思つてゐるのですね、一般的な大衆の感覚から言へば、まあ、そういうふうな評価がえをされたということ、これが裁判に出ているわけですね。これはまあ裁判の結果にまつというところでございますけれども、自治省の行政として、やっぱり一々判決を待つて物事を進めていくという世の中は、これは検察ファクションといふので、私などはあんまり賛成できません。冷たい法律の文言によつてのみ人間の倫理などが決められていくことは、はくは余り結構じゃないんじゃないかと。あくまでも話し合ひと民主的に進めていくというふうに行政と立法あたりでこれは処置していかないとどういふことになつてしまふわけだと思つてゐるのですね。いまもう裁判に出ているから、裁判の判決の結果を待つたというふうなことは行政としてあんまり結構ではないんじゃないかとどういふふうに思つてゐます。

これは日本大学の法学部の北野弘久という先生が、固定資産税に、一定面積以下の住宅地はまことに生存権的財産であるので、現行の免税点制度を改め、基礎控除制度というふうなことにすることはどうかというふうな提言がなされてゐるのですね、けれども、こういうことについてはどうですか、検討の余地はございませんか。

○政府委員(森岡敏君) 本来税制におきまして基礎控除の制度といふのは、たとえば所得税あるいは住民税のように、所得を課税標準にいたしました課税いたします場合に、その所得を稼得するのに必要な経費があるわけでございます。そういうふうなことを、あるいは最低生活費というふうなものと考えながら基礎控除の制度が設けられておるというものであると思つてゐます。固定資産税の場合

合には、これは先ほど申しましたように、資産価値に依りて一定の比例税率によりまして負担を求めるといふ物税でございますから、こういう物税に基礎税除というものはなじまない。そのようなこともありまして、これまた先ほど御説明いたしましたように、しかし住宅地に対する負担については何らかの配慮が必要であるということから、二分の一に軽減をし、さらに小規模住宅用地については四分の一という特別措置を設けて軽減をいたしておるということでございますので、現行の措置は、税制のあり方についての配慮を十分払いながら合理的な措置を講じておるものというふうに私も思っております。

○野口忠夫君 住宅というのは物じゃないんだ。物でないんですよ。生存権なんだよ。これは商売する物ではない。物と解釈することによっていまのような提言がけられていくわけですね。そういう新たな観点に立つて住宅というものは見ていくべきではないかと、そういう中ではいまのような不合理の起こらないような基礎税除制度というふうなものをつくってはどうかという提言であるわけですが、まあ時間がもう全くなりまして、ひとつ御検討のほどをお願いしておきます。またこれには大きな問題であろうと私は考えます。全国にそういう問題で評価の問題をめぐっていろいろの問題が起っているようですから、御検討願いたい。

次いで、時間ありませんからお聞きします。これも昨年の問題でございますけれども、軽油引取税が一キロリットル一万五千円から一万九千五百円に引き上げられましたが、この引き上げた分、一キロリットルについて四千五百円をバス、トラックの業者等に還付しているということをお聞きしたいと思っております。

○政府委員(森岡敏君) 昨年御指摘のように、軽油引取税の税率を三〇%引き上げまして道路目的財源の拡充を図ったわけでございます。ただし、軽油引取税の税率を引き上げます場合に、自

家用のものはともかくといたしまして、営業用のバスあるいはトラックについて考えますと相当なコストアップになる。その結果、たとえば公共料金問題に直ちにね返ってまいるといふふうなことから、大変議論が沸いたわけでございます。私もいたしましては、営業用、自家用を通じて軽油引取税の税率を引き上げて道路目的財源を拡充したい、しかし反面、いま申しましたような公共料金問題を初めといたします問題がございまして、何らかの形で軽油引取税の税率引き上げに伴うコストアップをある程度緩和をする、あるいはまた運輸事業の振興を図りまして輸送力の増強を図る、こういう措置が必要であるということから、三〇%引き上げ分の約半分に相当する金額を地方交付税の基準財政需要額の商工行政費に算入をいたしまして、各県がその算入いたしました金額に見合う分を各府県におきますバス協会、トラック協会——これは公益法人でございます——に交付をして、コストアップの抑制あるいは輸送力の増強、さらには労働者の福祉対策というものに資するような交付金を出していただくことが望ましいのではないかと、こういう考え方で各府県にお願いをしたわけでございます。そういう意味合いで、いまお話をいたしましたように、軽油引取税の引き上げ分をそのまま各トラック業者、バス業者に還付をしておるというわけのものではございません。基本的に、輸送力の増強あるいはコストアップの緩和なりあるいは労働者の福祉対策という広範な課題に資するためにこの軽油引取税交付金の交付を各府県に御指導申し上げておる、かような次第でございます。

○野口忠夫君 この措置は何に基いてやったんですか。

○政府委員(森岡敏君) 基本的には、各府県の自主的な単独事業と申しますか、自主的な判断に基づいて行われるものでございます。私もいたしましては、しかし、各府県ができるだけ地域的に整合性を持った施策がとられることが望ましいと思っておりますので、通達をもってこのような形にし

てはいかがでありましようかという御指導を申し上げておるわけでございます。

○野口忠夫君 そのお出しになる通達の根拠というのはどういふことなんでしょうか。単なる自治省が通達一本でそういうことが望ましいとおっしゃったけれども、自治省が通達を出す、下ではもう言うことを聞かないとこれまた地方債の方もえないうと、こうなるからね。すると結局は通達というもの、何か自治省通達というものによって行っていくことが非常に問題だと思ふのです。いかがですか。

○政府委員(森岡敏君) この通達は、一般的な行政指導という観点から出しておる通達でございます。いまお話をいたしましたように、この通達に従わなければ地方債の制限をするとかその他の措置を講ずるというようなことは毛頭考えておりません。各府県の地域の事情に応じてやっていただくことが望ましいと、こういう判断でお願いをしておるわけでございます。

○野口忠夫君 いや、そんなことやるなんて言っただんじや大変だから言わないだらうけれども、そういうところには私はこの地方行政委員会あたりの問答のやり方がちよつと物足りないですわね。私は決して悪いことをやっているなんて言っているのではなくて、そういうような雰囲気が出さずればよっぽどどうもおかしいんだな。

じゃいまのお話で言うと、各都道府県はこの通達のとおり実施の義務はないわけですね。これは各都道府県の自主性によってやられていいということになりますと、こうした通達による指示は一つはやっぱり自治権の侵害にならないかどうかという問題が残ります。そしてまた、これに従わないでいくとアンバランスが生まれてきますね。ある県はやっただ、ある県はやらぬということになるわけだ。そうすると、一つの税金をめぐって、公の財産をめぐって、ある県ではやっただけれどもある県はやらぬというふうなことになるわけですから、この辺を考えますと、どうし

てもこの通達が出たということによって、自治体はやらねばならなくなってくるのではなからうか。やらぬというところになりますといまのアンバランスが生まれてくると思うのですけれども、この辺の通達に対する各都道府県の自主財政の自治権の問題、義務、あるいは他とのアンバランスというふうな問題について、起こつてもいいと思つていいのかどうかについてお聞きしたいと思います。

○政府委員(森岡敏君) 地方自治法におきましては、御承知のように、地方団体は、公益上必要がある場合においては補助をすることができるといふ規定があるわけでございます。私もいたしましては、地域における運輸事業の振興、輸送力の増強あるいはコストによる料金の引き上げの緩和、この辺の問題は地域としてやはり大きな問題だと思ふのであります。そういう意味合いで、各府県が自主的にこういう補助金を出していただくということは望ましいことだと思ふます。ただ、補助金を出しになる場合に、各地域ごとにアンバランスがあつてはこれは望ましくない。やはり軽油引取税の引き上げというものが一つの引き金になつておるわけでございますから、そういう意味合いで、補助金を出しいただく場合の一定の整合性を保つルールというものを指導の方針としてお示ししたわけでございます。私もいたしましては、いま申しましたように、基本的には地方団体の判断にゆだねられておる事項でございますけれども、ただ全体の立場として考えますれば、やはり輸送力の増強というのには大きな課題でございますから、国民生活全般にかかわる大きな課題である、中小企業の振興にも大きく関連してまいるわけでございますので、やはりお出しいただくことはそれは適切なことだと思つております。

○野口忠夫君 先ほど、そういうことが望ましいという御姿勢でお出しになられたとおっしゃったわけですね。私はその通達の根拠をお聞きしたら、この通達はその通達の根拠を望ましいと思つていとお話を聞いていると、私が望ましいと思つてい

七

るのだからそれに従わないのはうまくないというふうなふうにも受け取れるわけなんです。これほど自治省が望ましいと思つてゐるのに下の方で何をしたいんだというふうなことになるやうな御返事なんだ。それが言外にあらわれてくるわけだ。これがなかなかないんだ、自治省というところは。だから、私の聞いたのは、こういう通達を望ましいとおつしやうて出したことによつて何か自治権は侵害されないか。地方自治が自治の本旨に従つてやつていく中で、おれがいいと思つてゐるんだからどうだというふうな言い方で通達を出すことによつて物事を進めていくことは、何か自治権を侵害することにならないだろうかという心配を持つ。あなたのお答えを聞くと、いや、それは望ましいという指導なんだということになって、都道府県に義務がないということになると、いまは一区域の中のアンバランスではないんです。ある都道府県は実施した、ある都道府県は実施しないということになったらそれはいいないことだと言外にあなたがおつしやうてゐるから、どうも通達でこういうことをやつてゐることについて私は疑問が残るわけでありまして。よくちよいちよい通達を出しになるわけですから、よくちよいちも、どうも私たちの考へてゐるものと違つて、自治省から出る通達の中には、指導の枠を超えないみたいなことを言ひながら、何となく強い、強制的な味わいを持ったものを通達という形で出しなつて、法律よりも通達の方が何か強い権限を持つやうな印象を各自治体に与えることがたびたびあったのではなからうかと思ふので、おつしやるとおり、これはこうした方が望ましいと。その望ましいという自治省の考へを、中小企業をという気持ちにはわかるのだけれども、それを通達で何かやれるかのごとき印象を持ったやうな形がここにあるので、これは非常に重大問題だと思つてゐるのです。ですから、これはひとつ保留にしておいて、これはなお後でまたいろいろ通達をみんな持つてきてお聞きしたいと思つてゐるのですが

やっぱり下から上に上がつてくるやうな自治の本旨というものですね、上からこうやらせるといふことではないという意味で本当に指導は必要だと私は申し上げたわけでありまして、これはあんまり皆さんおつしやうなかつたのですけれども、私は指導は必要ではなからうか。しかし、相手に對して尊重するといふことがない指導といふのは指導の範疇を逸脱します。これは命令であり強制である場合が多くあるわけでございますから、どうも私はこの通達については非常に疑義を持つわけなんですがね。

時間がありませんから、全部はしよつてしまひますが、二百海里の問題が大きくなつてゐるのですがね、領海が今度十二海里になるわけでございますが、三海里から十二海里に進むことによつて、領海内外におけるところの課税権の問題についてお聞きしたいと思ふのです。現在のわが国の領海は三海里となつておりますが、その領海内の自治体の課税権はその水面の所屬する自治体にあると思ふが、三海里以遠の区域における課税権については現状ではどうなつてゐるか、お聞きしたいと思ふのです。三海里まではどうなつてゐるのか、三海里以遠についての現状はどのようなものか、お聞きしたい。

○政府委員(森岡敏君) 領海三海里という現在の制度のもとにおきましては、市町村の行政区域はその領海の中にとどります。したがつて、たとえば具体的に申しますと、パイプラインでありまたとか海底ケーブルでありまして、こういうふうな施設がその領海の区域を超えて敷設されております場合には、その部分に對する固定資産税のやうな税金は現在課税してゐないといふのが実態でございます。

○野口忠夫君 三海里以遠の区域についての課税権、これの現状を。いまのお話は三海里内です。この以遠についてどういふ現状かとお聞きしたんですがね。現状どんなふうになつてゐるか。

○政府委員(森岡敏君) ただいま申し上げましたように、三海里内につきましては、市町村の行政区域に入つておりますからこれは課税いたしておりますが、三海里を超えてその外側にあります部分につきましては、市町村の行政区域に入りませんので課税をいたしてありません。

○野口忠夫君 大陸的な条約の考へ方によつて、領海以遠でもやつてゐるのが新潟県あたりにあるんじゃないですか。ありませんか。釧路税と釧路産税が課されてゐる、新潟の阿賀沖のガス・油田の開発。

○政府委員(森岡敏君) 領海の現在の仕組みに伴います一般的なたとへば固定資産税のやうな税についてはただいま御説明申し上げたとおりでございますが、いわゆる大陸的なにつきましては、國際的な慣行をいたしまして、領海外でありまして主權の權利がその國に屬するといふ、慣行と申しますか、慣習と申しますか、それが認められております。そのやうなことから、いま御指摘のやうに、一部釧路税のやうな税を課税してゐる例はございます。

○野口忠夫君 五十二年の二月九日の日本經濟新聞にこれは相當大きく出てゐるんですよ。「開發施設に地方税」「領海法」成立と同時に發効。自治体に思ひぬ財源。業界の反発必至」なんて書かれて、これはもう大した問題になつてゐるわけですから、けれども、何だかいまの答へによると、この問題はあんまりあれでなかつたのかといふやうな氣もしますがね。新潟の阿賀沖にはそういう税金をかけてゐて、以遠でもあれはちやうど六海里ぐらゐのところにあるんですね。従来の三海里にしても、今度はこれが十二海里になるわけですが、これは十二海里になつてもやっぱり三海里と同じやうな考へ方でいくのかどうか、お聞きしたいと思つてゐます。

○政府委員(森岡敏君) 領海が十二海里に拡大されますと、當然先ほど申しました一般的な考へ方といたしましては、その拡大された領海内の区域は市町村の行政区域に含まれますから、十二海里

までは當然市町村の課税権が及ぶわけでございます。

○野口忠夫君 その以遠。

○政府委員(森岡敏君) その以遠につきましては、先ほど申しました大陸的な資源に關する國際慣行といふものに應じて、具體的事例について處理してゐる、こういうふうな措置すべきものと、かやうに考へております。

○野口忠夫君 なぜこの固定資産税を抜くのですか、固定資産税はなぜかけないのですか、以遠の場合は。釧路税、釧路税と固定資産税とを領海内の場合にはかけてゐるのだけれども、これが以遠になると固定資産税はかけてゐないと言ふのですけれども、固定資産税をかけることはなぜですか。

○政府委員(森岡敏君) 固定資産税をかけてゐないというケースをいたしましては、いま御質疑の中に出ておりますやうな大陸的な以外のものもあるわけでございます。たとえば具體例で申しますと、神奈川県の二宮町に關連いたしまして、海底ケーブルがずっと続いておりますが、そういうふうなものにつきましては、これはやはり十二海里に拡大された後は、十二海里の範圍内で固定資産税の課税権が及ぶといふ考へ方に立たざるを得ないと思ひます。しかし、そうでなくて、大陸的なに關連いたしますものにつきましては、先ほど申し上げておりますやうに、國際的な慣習といふものを踏まえまして、當然課税し得るものは課税するといふ考へ方で對處してまいりたいと、かやうに思ひます。

○野口忠夫君 そうすると、これから三海里のところが残りますね。國際海峡と言われるところは三海里です。すると、ある自治体にとつては三海里以内ある自治体は十二海里といふやうなことに國際海峡と言われるところのそれはそういうふうにならざるを得ないわけですか。たとえば宗谷、津軽、対馬、朝鮮、大隅の五海峽は、國際海峡として三海里としてゐるやうですがね。この場合の課税権は一体どうなるかといふことです。

○政府委員(森岡敬君) 一般論といたしましては、十二海里の領海区域が定められております部分につきましては、十二海里の区域内が市町村の行政区域になり、三海里という部分ができませんれば、それは当然三海里の区域内が市町村の行政区域になりますので、基本的にはその領海の区域内に課税権が及ぶと、こういうことにならざるを得ないと思ひます。

○野口忠夫君 時間がありませんのであれですが、これも新聞ですが、昭和五十一年の七月十四日の日本経済新聞に、行政監視委員会では、徴税業務の合理化のため、国と地方公共団体の徴税業務の一本化、一元化について検討すると伝えていますが、その後の経過はどのようになっているか。これに對して自治省はどのように考えているか。新聞にそのうのがあったわけですが、お答え願ひたい。

○政府委員(森岡敬君) 行政事務の簡素化という観点に立って、税務行政の運営につきまして、いまお話しのような国税、地方税の税務行政の一元化を図るということを検討してはどうかという御意見があることは承知をいたしております。ただ、国税、地方税の税務運営あるいは行政事務の執行というものは、単にそういう事務執行の面だけの問題ではございませんで、国と地方との間の財源配分の問題、あるいはさらにその基本におきまして地方自治をどう考えるかという問題に関連いたします。技術的な問題あるいは行政事務の簡素化という観点だけから処理すべき問題ではない。やはり、わが国の今後の地方自治制度のあり方いかん、そういう問題に関連いたしますので、そのような見地から、広範な観点に立って検討すべきもの、かように思ひます。

○野口忠夫君 終わります。

○委員長(高橋邦雄君) 午前中の質疑はこの程度とし、午後一時十分まで休憩いたします。

午後零時十一分休憩

午後一時十分開会

○委員長(高橋邦雄君) ただいまから地方行政委員会を開いたします。

休憩前に引き続き、地方税法の一部を改正する法律案及び警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案を一括議題とし、両案に對する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○小山一平君 過日、自治大臣は所信表明の中で、地方自治の基盤の一層の充實を図る、また行政改革を積極的に進めていく等と述べられておりますし、地方税法の一部を改正する法律案の趣旨説明の中でも、「地方税負担の現状と地方財政の事情とにかながみ、住民負担の軽減及び合理化を図るため」とか、「地方税負担の適正化、地方税源の充實強化」のためとか、改正の理由や目的について述べられております。私は、そのこととよくよく申し上げるつもりはございませんけれども、今回の一部改正案は、従来の税体系の中で時局的、経済的推移に伴うきわめて事務的な部分修正にすぎませんし、今日の地方財政の危機の根本、根本に對するものでもないことは明らかでございまして、このことは、地方税法の改正案のみならず、昭和五十二年の地方財政対策全体についても言えることだと思ひます。先日の委員会でも若干論議をしたのでありますけれども、行財政制度の根本的な改革を通じて地方財政の充實あるいは地方自治の確立の方途を講ずべきであるという立場から、そのお考えや方針についてお尋ねしたいのでございまして、きょうは大臣がおりません。ひとつ政務次官は大臣になつたつもりで御答弁をお願いをいたしたいと思ひます。

現在の法務大臣の福田さんが自治大臣であられたとき、昭和五十二年を以て行財政制度の根本改革に努力するということを強調されてきたし、たけれども、御承知のとおり何の見るべき改革も行ふことができませんでした。また、小川自治大臣も、福田さんと同様に、本年は積極的に努力をしていきたいと、こういう決意を述べられていた

のでございまして、五十三年度を以て根本的な改革を行うという考えで努力をすると思はれてはいるのかどうか、その点についてまずお尋ねをいたします。

○政府委員(中山利生君) ただいまお尋ねの問題でございまして、自治省といたしましては、先生がいま御指摘になりましたような行財政各方面にわたつての根本的な改革ということには、まあ政府の中でも率先して努力をすることは御承知であらうと思ひますが、行政、財政ともにいろいろ問題が重なつておりました、なかなか思うに任せない。今度の御審議でも十分な提案ができなかつたということとはまさに残念だと思ひますが、五十三年度に向かつてできるだけの努力をしまし、五十四年度にわたつては、大臣がし

ばし、答弁しておるところでございまして、

○小山一平君 毎年同じようなことをおっしゃるけれども、なかなかできないというのが厳しい現実の姿だと思ひますが、そこで、福田総理がかつて行政監視庁長官であられたときに、地方事務官の廃止ができないようではその他の行政改革などというものはできつたことだ、こういうふう

に言われました。私はもう全くそのとおりだと思ひます。政務次官はどう思ひますか。

○政府委員(中山利生君) 実は、この問題は三十年来の、当分の間が三十年になつたという問題もございまして、政府内部でいろいろ問題もあり、また先ほどおっしゃつたように、政府側が再三この改革については言明をしておるにもかかわらず、いまだにその見るべき成果が上がつていない。私は、実は衆議院の地方行政委員会の理事をしておりましたときに、衆議院の地方行政委員会の附帯決議をつけた経緯がございまして、その附帯決議一つにかかつてまいりまして、いろいろ問題やら重圧がかかつてまいりまして、これをつけるのにも非常に骨が折れた思ひ出がございまして、その後も一向に進展しておりませんけれども、まあこれも各省の間にいろいろ問題がございまして、また、各省それぞれにいろいろ

なニュアンスの違いもあるようでございまして。しかし、われわれ自治省の側がこれまで常に率先してこの問題の解決に、推進に当たつてきており、また、今後でもできるだけ早い機会にこれを實現をしていきたい。しかし、これまでではどうも政府内部行政の面でのいろいろな論争に終わつていて、もう少し国民サイドで、国民の利便の点でこれがどういふふうに取り扱われなければならないかというふうな議論がどうもなかったのではないかと、そういうような感じが、私個人でござい

ますが、一日も早く整備をして、行政のサービスができるだけ円滑に国民に行き渡るような、そういう改革をしていかなければならない。今度の内閣でも、行政改革と、大きな目標を掲げておられるようであるので、この中で改革ができていけば大変幸いなのではないかというふうに感じております。

○小山一平君 私がこの問題を重視をいたしましたのは、福田総理のおっしゃる通りに、この程度の問題さえも解決できないならば大きな行政改革などできるはずがない。したがって、この程度のところの改革が遅々として進まない、こういうところにあるわけだ。大きな根本的な行政改革あるいは財政改革が行われることなくして、現在の地方財政の危機の突破も、よく大臣なども言われるように、自立性を持った地方行政の運営などというものができないはずがないと思ふので、この問題を重視をするわけですね。

御承知のように、昭和三十三年に臨時行政調査会の勧告が出ています。三十九年です。この勧告の中には、「地方事務官が従事している行政事務は、都道府県知事に機関委任されているが、人事権が今なお本省に属していることは、地方事務官を「当分の間」存置する」という昭和二十二年制定の地方自治法の規定の趣旨に反し、機関委任事務の遂行上異例に属するので、地方事務官は速かに廃止すべきである」と、きわめて明快な勧告が行われております。それから昭和四十一年の七

月には、行政監理委員会の「地方事務官制の改革に関する意見」というのが出ています。四十三年には、第一次行政改革計画の閣議決定というのがある。十一月には「地方事務官制度に関する三大臣覚書」というのがある。四十四年には第二次行政改革計画の閣議決定というのがある。四十九年の五月には衆参両院地方行政委員会の超党派による決議がある。これに伴う総理及び自治大臣の約束もある。にもかかわらずこの改革ができない、廃止ができない。いま政務次官もいろいろ言われていますが、私は行政改革を可能にできないかという問題は、この問題がなぜ処理できないかという根源にさかのぼらなければならぬと思うのです。政務次官は一体この根本的な原因はどこにあるか、どうお考えでございますか。

○政府委員(中山利生君) 大変むずかしい問題でございます。まあ私自身も、福田現総理が以前におっしゃったように、こういうことすら解決できないようなことでは一國の政治はやっていけない、行政改革などは絵にかいたもちにすぎないというふうなお話があったそうでございますが、私もそのとおりであろうと思います。しかし、今日のよういろいろな整備をされた社会制度、国の行政制度ということになりますと、それを改革していくためにはいろいろな抵抗、また各方面にわたる国民生活に与える影響等も考え合わせて、急激な改革はいかなるものであろうか、なるべくそういう影響が少ないような形で進めていきたいというふうな考え方が、今日までずっと三十年も引き延ばしてきた一つの原因であろうと思います。また行政機構が非常に強力になって、なかなかちよつとやそつとの力ではこれを変えることができない、政治の方の力の不足、大臣も御答弁申し上げておられますように、まあ私の力の足りないところでございますというふうなことを申し上げておられるわけですが、いつまでもそういうことを言っているわけにはまいらないわけでございます。自治省が中心になりましてこれの一日も早い解決を見ていきたい。いろいろな中さ

れましたように、政府部内でも努力をしていないわけではないわけなんですけれども、いまだにその結論が出ない、われわれも非常に残念に思っております。一言で言つてその原因はどこにあるか。このことをいかにげんにしておいたのじや、どんなに努力したつてだめですよ。どこにあると思ひますか。

○政府委員(中山利生君) 政治を担当する者の決断と実行が足りないということであろうと思ひます。

○小山一平君 そういふ点も大いにあらうかと思ひますが、私は少し理屈っぽくなうかと思ひますけれども、この地方事務官廃止という問題は、労働省、厚生省、運輸省、この三省にかかわるものですが、これはこの三省が現在持っている権限と財源を地方へ移譲することです。そういう改革にこれはなるわけなんです。それから、この第一次行政改革の答申の中にも、行政改革の内容というものはいろいろいろいろ内容を持っておりま

す。たとえば、

一、許可認可および報告等の整理  
全省庁を通じて、許可認可等、千三百八十三件については、廃止、統合、委譲および規制の緩和を図り、報告一千五百七十一件については、廃止、統合および簡素化を図る。

二、行政事務の下部機関への委任または地方公共団体等への移譲  
全省庁を通じて、四百二十七件について行政事務の下部機関への委任または地方公共団体への移譲等を行なう

と、こういう内容です。ですから、行政改革というものはこの地方事務官廃止とその質において同じなんです。いずれも現在国が持っている権限または財源を地方団体に移すと、こういう本質を実は持っているわけなんです。これは明らかに地方分権の推進という方向になるわけですね。私は問題というのはここにあると思ひます。政務次官いかがですか。

○政府委員(中山利生君) 私も同じような考えを持っておりまして、これを推進することによつて、先生がおっしゃるような地方分権、またいろいろな行政の再配分、そういうものが相当程度進むであらうというふうな考へておるわけでございます。

○小山一平君 そして地方自治の確立あるいは行政事務の簡素化、こういうような問題は、いま申し上げたように、国の持っている諸権限を地方に分割移譲をしていく、それが地方分権である。ところが、これに頑強に抵抗してこの改革をさせないという思想は、地方分権を推進することと反対に、頑強な中央集権の思想がそこにあるからです。私はこの点を明快に認識をすることなしには、どんなに行政改革を唱えてもできないと思ひます。そしてなかなか政治的決断といつても、この強大な官僚機構とそうして強大な力がこ

うした地方分権を進めるといふ方向に強固な抵抗を示す中で、いまの自民党政府で決断を下して断固進めるといふことができるかどうか、私は非常に疑問に思ひます。どんな抵抗があつても政治的決断を下す決意がございませうか。

○政府委員(中山利生君) 地方分権をする方がいか。もちろん、地方の住民との関連は地方団体が一番密接なわけでありまして、できるだけ地方団体に権限を移譲することが望ましいわけでございますけれども、中には、国がやはり統一をして国の仕事として仕事を進めていくということの方が逆に住民の利便につながる、福祉につながるという事務的な内容のものもあろうかと思ひます。そういうことが議論の中心でございまして、今日までその決断実行ができなかったというのにも、そういう議論を延々とやってきたということもあるわけでございますが、こういう決断がなかなかできない、やるべきことをしない、国民が期待することをしないということが自民党の長期低落傾向を助長していると、私自身もそういうふうに思ひますので、私も決意を持ってこの推進に当たつてまいりたいと思ひます。

○小山一平君 そう卒直におっしゃられると何ですが、私はやっぱりこの根本は憲法認識だと思ひます。別にきょうは、私も憲法の研究者でもありませんから、深い憲法論議を交わそうなどとは思つておりませんけれども、明治二十一年に市町村制が制定された。そしてこれはもう明治憲法下における中央集権的な国家権力の末端機関として地方自治体は位置づけられたことは明らかです。そして富国強兵の国家政策を忠実に遂行するという役目を果たしたことも間違いがございませぬ。そしてあの戦争、敗戦という経験のもとに現在の憲法ができて、初めて第八章に地方自治という規定ができたわけで、これは私は歴史的にも非常に大きな出来事であるし、そしてその持つ意味は非常に大きなものがあると思ひます。

そこで、まあ時間もありませんから、余り長々もできませんけれども、当時憲法制定に非常に大きな役割りを果たしてこられた金森徳次郎氏が著書の中で申されております。自治体の根元は人間の自然的性質に求むべきで、国家の権力に求むべきでない。個人の基本的権利と同様な意味において、基本的自治権といふべきものがあつて、国家に対抗し得るものではあるまいか。憲法第九十二条の規定はこの意味であり、地方自治の本旨という言葉の中には牢固として抜くべからざる根本の地位が予想されていると述べていらつしやいます。そしてまた、この規定がいかなる意味においてこの地方自治体を考へていくかということについては非常に明確を欠いていくけれども、その根本においては自治体の基本的独立というものを予想しているのである。自治の本旨を深く考へると、自治体に独自の根拠があることは、あたかも基本的権利が個人にとつて独自の根拠があると同様に解すべきである、こういうふうに、この憲法制定に深くかわられた金森先生が述べられておられるわけです。ですから地方自治というものが国の從属的な存在であるという認識とは全く相反する見解であり、また、憲法はそういう意味を持つ

ている、こういうことを先生は指摘されているわけですね。この点、政務次官はどう認識をされておられますか。

○政府委員(中山利生君) 金森先生は今度の憲法の制定の一大功労者でございますし、私もその影響をかなり受けている方でございます。ただいまの自治権の発生あるいは基本的人権の発生というようなことはやはり相通するものがあるわけでございます。また、たゞいまの憲法の一つの大きな基本的な理念になっていこうと思ひます。民主主義というものはそういうところから積み上がってきて国家ができていくというふうにも私も理解をしておるわけでございますが、たゞいまの憲法が、御承知のような経過で、敗戦後國民の中から盛り上がってきた憲法でなくて与えられた憲法だとして、しかし、その裏には先生がいまおっしゃったような基本的なものは胎動していたわけでございます。また、その制度ができてから三十年間、いろいろな模索あるいは経験、試行錯誤というふうなものを経験しながら地方自治といふものは健全な発展をしてきたものではなからうか。しかし、まだ、そういう意味でまいりますと、先ほどから議論がございましたように、行政の制度とともにまだまだこれから改革充実をしていかなければならない問題がたくさんあるかと思ひます。われわれ自治省といひましては、そういうものの精神をよく理解しながら、そういうものを踏まえてこれからの改革に当たってまいりたいと思ひております。

○小山一平君 ことは地方自治制度がスタートしてから三十年の記念すべき年になるのですが、あの経済の高度成長時代に、地方税が予定よりも二〇%も三〇%も増収になるといふ時代であっても、三割自治という言葉がありまして、非常に国の力に比べて地方の力が弱い、あの時期でさえそう言われたことが示していると思ひます。ですから、今日のような深刻な不況になれば、地方の独自性などいふものがますます弱くなるのは当然ですね。そこでさまざまな政府諮問機関が

改革についての答申を出したり、あるいは学者がいろいろな提言をしたり、地方団体がさまざまな要望や提言を皆さんに出しているのも、共通してこの中央に集まっているさまざまな権限、許認可等の権限あるいは財政的な集中、こういうようなものを地方に分散すべきだ、行政の合理化や簡素化を図る上からも、地方自治体の独自性を高めるような方途を講ずる上からも、地方に諸権限を移譲する、こういうことが抜本的な改革の骨子となっているわけですね。政府が常に言われている行政改革も財政制度の改革も、私はいま持っている権限を地方に移譲をするということによって実現をしよう、こういうふうな目指しているはずだと思ひます。そうじゃないでしょうか。

○政府委員(中山利生君) 私どももそのように考へて常々努力をしまひてきていますところでございます。しかし、やはり住民の均衡のとれた行政サービスを受けたいという権利が大事になくしてはならないわけでございます。やはり行政と各各団体によって大きな格差が出てくるということとはできるだけ防いでいかなければなりませんし、そういう面でも国が介入いたしますか、あるいは指導をし、均衡のある行政サービスを全国の自治体住民が受けられるようなそういうコントロールをしていく必要はあるだろう、そういう面でも自治省の役割りといふものは非常に大きいのではないかと、いふふうに考へております。

○小山一平君 私は、そのことを決して否定してはいるわけじゃないんです。そんなことは当然のこととてございまして、ただ、私はそんな抽象論でなく具体的な申し上げているのです。地方事務官の廃止、これはいま言ったように、国の持っている権限を地方に分割移譲しない、こういう勧告でしょう。そして自治省もその方針でしょう。それからそのほか、さつきもちよと申し上げた行政事務の改革といふもの、いま持っている権限を地方へ移譲すべきである、こういうことを具体的に指摘をされているわけですね。だから、少なくともこうして政府の持っている諮問機関がそういう答

申を出し、自治省もそういう方針を出すと言った、そのこととがらひは当然実行されなければならぬ。それはいま政務次官が言ったようなこととてごまかすことは、これは全然中身が違ふわけですね。私の言っているのは、もう限られた具体的な事項といふものがあるが、十年たつても二十年たつても解決がつかない。これは掘ったものは石ころでも放さないという頑強な中央集権的な思想といひますか、あるいは地方団体不信の考えといひますか、そういうものが根底にあるのではないかと、いふことが私の言いたいところなんです。宮沢俊義先生、憲法学者の本の中にございまして、地方自治に対する国家の不当な干渉を排除するための具体的保障を規定しているのが憲法第八章の規定である、こういうふうな言ひをしております。このことは決して適正な指導、監督といふものを否定しているわけじゃありませんよ。それからまた、この九十二条に規定されている地方自治の本旨といふものは、地方自治の歴史的發展、憲法がどのような規定を設けるに至った趣旨及び目的、現代国家における国家と地方自治とのかわり合い、こういうものを深く認識する必要がある、こういうことも指摘されておりますし、それからこの地方自治の規定が憲法にできたというその趣旨や目的は、過去のわが国の地方行政の中央集権的官廳性が持った欠陥を排除し、より徹底した地方分権と地方行政の民主化を企図したものである、こういうふうな述べられております。この考えについてはもちろん異論はないと思ひますが、念のためお尋ねしておきます。

○政府委員(中山利生君) もちろん異論がないわけでございますし、この地方事務官制度の撤廃につきましても、自治省といひましては、常に自治体、地方団体の立場でこれまで仕事を進めてきたわけでございますが、何分にもわれわれの力が足りないために、先生がおっしゃったようなほかの省庁の壁、制度の壁がなかなか破れないといふようなところが突如としてやってくると思ひます。これからひとつがんばってやっていきたいと思ひますので、先生方の御協力もぜひお願いしたいと思ひます。

○小山一平君 くだいようでございますが、地方事務官の廃止の問題にしても、その他のいま課題となつて行政改革にしても、いずれも徹底した地方分権と地方行政の民主化につながるこれは課題であるわけでしょう。だから、いろいろな問題が一つも進歩しないといふのは、この憲法の精神を理解していないといふか、時にれば踏み込んでいっているという姿勢だと私は言いたいです。政府の大臣でも政務次官でも同様だと思ひますけれども、皆さんは、この根源についてやはりもう少ししっかりした意思統一と、認識を新たにしていちち向かうことが必要だと。そうでなければ、皆さんはやろうと思つたけれども、ある省の役人連中が強硬な抵抗を示したからこれはとてもできない、われわれのどうも力と決断力に欠けているゆゑんだといふようなことを繰り返していただのは、これはいつになつた問題に進んでいかなと思ひますね。やりますか。

○政府委員(中山利生君) これまでの重ねてまいりました努力を、また一段と推し進めてがんばっていきたくと思つております。

○小山一平君 ここに、これは毎日新聞の社説でございましてけれども、「分権化」を進める地方財政を、そしてまたこの行政調査会の答申も示しているように、国の権限や財源を許されるものから地方に移譲すべきである、それが今日の国家財政や地方財政の危機に積極的に対応する道である、こういうことをここに述べております。私は余り当てにはしませんけれども、しかし、これだけ長い間懸案になつていふ問題ですから、まあせめて福田総理が言つたように、地方事務官の廃止ができないようでは他の行政改革はできるはずがない。そこでまずことは、その一番のものになつていふ地方事務官の廃止といふものをまず断行する。そうすると、私も、いや福田内閣も、もろもろの抜本的制度改革があるいは実行できるかもしれ

らぬという明るい期待を持つことができるのですよ。

そこで、まずさまざまな改革の手始めに、総理がこの程度のものでなければならぬ、と断固として断言する、というのをやりましょうよ。その決意と方針についてまずお尋ねしなくちゃならぬと思ひますね。

○政府委員(中山利生君) いれは何回も繰り返しておることですが、もう自治省といいたしましてはこれでは遅いだけ早く推進をしたい、これまでもこれは繰り返し繰り返し御答弁を申し上げていたわけでございまして、今日でもその決意は変わっていないわけでございまして、こういう事は決断も必要であらうと思ひますし、まずたゆまぬ努力というところも必要であらうと思ひます。できるだけ今年度内にも決着がつくれますように努力をしてみたいと思ひております。

○小山一平君 私は最初にも申し上げましたように、この地方事務官がどうなるということがそんなに日本の政治や行政にでっかい影響のある問題だとは思ひつていないのです。ですけれども、いま言ったように、これができないという、質においては他の一切ができるはずがないという、質においては同じものを持つてはいるがゆえに、行政の抜本的な改革を通じて地方の財政危機を打開したり、あるいは独自の、自立性に富んだ民主的な地方自治を築いていく、そういうことを考えるから、どうしてもこのことに話を集中しないわけにはいかないのです。まあ、ひとつ期待をしておりまして、そしてまた福田内閣はこの八月をめどにさまざまな行政改革の取りまとめをしてやってくというふうなこともやっていると聞いていますから、私に言わせれば、八月にどんな改革案をまとめてみたところか、この程度のことかできないようなら、これもまた給にかいたもので、一歩も前進をしないと、こういうことにならうと思ひます。特にそのことを強調して、努力のほどをお願いをしておきたいと思ひます。

次は、時間がなくなつてまいりましたが、豪雪による地方団体の財政負担等の問題で御尋ねをしてみたいのですが、前にも災害対策特別委員会の折にも申し上げたのですが、これは大変な豪雪被害がございました。もちろんその除雪のための地方交付税が算入されております。そしてまた、すでに特別交付税も決定を見ました。建設省の補助金措置もとられました。その努力については多量にすわけてございまして、私のお尋ねいたしたいのは、特に豪雪で大変な被害が生じたといわれるような地方団体において、そのために要した経費の総額、それに普通交付税、特別交付税、補助金等々をもつて要した経費を一〇〇%賄うことができたのかどうか。ぜひ私は一〇〇%見てほしいということを御要望を申し上げておいた関係もありますので、現在の皆さんの掌握されているトータルでどうなっているかという実態の御報告をお願いしたいと思います。

○政府委員(首藤義君) 豪雪地帯に對します財源措置でございまして、先生も御案内のように、普通交付税における寒冷補正におきまして、積雪度でもつて増加需要を算定いたしておりますので、普通交付税で、経常経費で約四百二十四億。それから投資的経費で約三百億、合計七百二十四億ほど措置をいたしております。

ところが、今回のような豪雪になりますと、このような普通交付税で措置をいたしましたものだけでは足りない団体があるわけでございまして、配分をいたしたわけでございまして、これは全団体でございまして、この普通交付税算入額を所要経費が超過をいたしました団体分につきまして、その実態の概要を申し上げます、除雪関係経費の所要見込み額、これが約四百三億ほどになりました。それに対して、ただいま申し上げました普通交付税のその当該団体に算入しておりますものの額の八割の額、これが二百四十四億ほどになるわけでございまして、その差し引きが百五十九億、こういう数字が出てまいりましたので、そっ

くりそのまゝこの百五十九億、約百六十億を当該超過した団体に交付をする、このような措置をとつたわけであります。

したがって、各団体ごとに若干の出入り等はあろうかと思ひますけれども、全体として除雪費に要した額はこのような措置ではば措置がし得たものではなからうかと、こう考へておる次第であります。

○小山一平君 そういたしますと、普通交付税と特別交付税だけで五十一年度の豪雪による除雪費は一〇〇%見れた、こういうふうに解していいわけですか。

○政府委員(首藤義君) ただいま申し上げました額は、当該除雪費等に對する地方団体の負担額でございまして、その所要見込み額でございまして、もちろん各種の豪雪に對します国庫補助のほかに、制度がございまして、そういうものを含めました残りの地方負担額、こういうものに対する措置はほぼ終了したのではなからうかと考へておるわけであります。

○小山一平君 膨大なものになりますからすぐでなくともいいのですが、少なくとも災害救助法の適用を受けた団体の範疇で結構ですから、そういう数字をひとつ表につくつていただいてちょうだいしたいと思います。よろしくございまして。

○政府委員(首藤義君) そのようにさせていただきます。

○小山一平君 それから、これは前からの議論があつたところですが、豪雪というのはこれはある年に偶然にやってくるのではなくて、毎年毎年その地帯では豪雪に見舞われるわけですね。これは例年の問題であるわけですから、ために、屋根に積もつた雪をおろさないとか家がつぶれてしまふというので、どこか家庭でも雪おろしという仕事をやらねばならぬ、これには相当の経費がかかる。これをひとつ大蔵省の方でかかつた経費の控除制度をつくるべきである、こういうことがいままでずいぶん主張をされてまいりました。過日の災害対策特別委員会でもこのことが

ずいぶん出てまいりましたが、なかなか前進的な回答は得られなかったのですが、大蔵委員会で大変前進的な答弁があつた、こういうふう聞いております。どういう内容でございましょうか。

○説明員(高橋俊雄君) 豪雪の場合の除雪費につきましては、従来から、豪雪によりまして家屋の倒壊を防止するための雪おろしをこれを雑損控除の対象としておりましたが、本日の大蔵委員会におきまして、この豪雪の場合の雑損控除の適用対象を、雪おろし費用だけでなく、さらに拡大すべきであるという御質問がありまして、これに對しまして、できるだけ弾力的な取り扱いをすること、それから、国税庁におきましてその細目の詰めを行ひまして、取り扱ひ要領がまとまりますれば、これを国税局、税務署に通過することを答弁しております。

○小山一平君 これは以前から雪おろしの経費は雑損控除として認めるというふうになつていたのですか。

○説明員(高橋俊雄君) これは雪おろし費用は本来すべて雑損控除の対象になるというものではございません。しかし、四十九年の災害特別委員会の決議によりまして、四十九年から、豪雪がありまして、その雪をおろさなければ家がつぶれるとか倒れるというような場合については、その雪おろし費用を雑損控除の経費に見るということをして四十九年からやっております。

○小山一平君 これは大蔵省、認識がおかしいですよ。だが、家がつぶれる心配がないのにこの人手不足に金をかけて雪おろしをやるわけはないでしょう。雪おろしをやることは、雪おろしをやらなきゃ家がつぶれるからやるんですよ。雪おろしというものが家がつぶれるということを防ぐためだ、これは、こんなのはどう常識でしょう。そうして私が言いたいのは、すでにそのういうことが決まっていたとしたら、そのことを該当する地域の住民に對して徹底を欠いていたのじゃありませんか。私も、ここの豪雪の調査に参りまして、ぜひ雪おろしの経費については

控除をするような制度をつくってほしいと、どこの市町村へ行ってもそういう要望が出てきているんですよ。そうであるとすれば、いままですでに決まっていたというのであれば、その地域の税務署はきわめて不親切で、その費用は雑損控除として認めるという扱いを私は怠っていたんじゃないかと思うのですが、そうじゃないですか。

○説明員（高橋俊雄君） 従来から、第一線の税務署を通じて納税者に対して一応やってあったつもりでございますけれども、なお今回の取り扱い要領につきましては、さらに具体的な方法を検討いたしましたので十分その周知徹底を図りたい、かように考えております。

○小山一平君　まあそういう指導が不徹底であつた、こういう反省の上に立つて今後やっていただきたいと思ひます。

もう一つお尋ねしたいのは、この雪おろしの費用の雑損控除については何か制限がございますか。

○説明員(矢澤富太郎君) 雑損控除につきまして、年間の所得金額の一〇％を超えるときに、その超えた部分を所得から控除するといういわゆる足切りの限度がございます。

○小山一平君 これでは、全くこんなことを決めるやうが通達を出そうが、何の意味もないんです。と申しますのは、大抵の家の雪おろし費用というのは、ことしあたりで少ないところで十万円、多くても年間二十万円ぐらいが大体の経費です。そういういたしますと、もう二百万円の所得のある人にはこれは何の役にも立たない、給にかいたもちだ、こういうことになるじゃありませんか。私は、五万円であろうが十万円であろうが、雪の降らない地域に住んでいる人々が負担をしなくてもいい費用を毎年毎年この地域の住民は負担しなきゃならない。ですから、所得の一〇％などという制限でなしに、かかった経費は当然控除するという制度をとっていただかなければ、せっかくの大蔵委員会が煮詰まった結論も何の役にも立たないのですよ。大変いいことをやったように考えまし

でも、全くこれはナンセンスなんです。

時間がないから私の方からいろいろ申し上げますが、たとえば年に豪雪地帯では十万円ずつの雪おろしの費用がかかるといえますと、二十歳から七十歳まで税金を払うとすれば、その間十万円ずつかかってても五百万円でしよう。これだけほかの地域に住んでいる人よりよい経費を払っている。そうすると、これは地方の中小企業など勤めて、二十年、三十年、四十年勤めてもう退職金にも匹敵する金額ですよ。これを雪の深い地域の住民は、そこに生まれたという因果でよいけに負担をする。これじゃ気の毒じゃありませんか。私はぜひこれを何らかの法改正を行って、所得の一〇％を超えたものについては認めるなんて何の役にも立たないものでなしに、実のあるものにぜひ変えるべきだ、ぜひそういう取り組みをしてもらいたいと思いますが、どうですか。

○説明員(矢澤富太郎君) 先生いま御指摘ございましたように、たとえば蒙古地帯のかかり増しの

経費につきまして特別の控除を認めるべきであるという御意見よく私も承っておりますし、それも一つの考え方であらうかと思いますが、ただ税制上の問題といたしましては、豪雪地域ではおっしゃるような経費もかかるとともに、今度は、たとえば沖縄などに参りますれば、クーラーの経費が要るとかいうことで、全国津々浦々にいろいろの事情がございますものですから、税制の問題として、そういった特定の経費を特別の控除というかつこうで認めることは、なかなか制度上なじまないというのが私どもの考え方でもあり、また、たびたび税制調査会にも御検討をいただいておりますが、税制調査会のこれまでの結論でもございます。

ただ、今回の異常豪雪は、地域住民の方々には大変な負担になっているという実情を考慮いたしまして、この難損控除の適用対象を拡大するということで、現在の制度の中でできる範囲でのおこたえをしたいということで、先ほど申し上げました適用範囲の拡大をしたところでございます。

○小山一平君　せつかく拡大したが、それは何の役にも立たない。現地の実情を皆さんはもう少ししっかりと認識すべきですよ。厚生省の扱っている生活保護法、生活保護を受けている家庭に対しては、雪おろしの費用をちゃんと五万五千円以内で認めているじゃありませんか。生活保護を受ける家庭に対して厚生省がそれだけの配慮をいたしておられますよ。沖繩のクラーって何ですか。沖繩に住んでいる国民が全部クラーを使っておられますか。雪の降るところは、金のある者もない者

も、好むと好まざるとにかかわらず、雪が降るのも、好むと好まざるとにかかわらず、雪が降るのですよ。そうして、同じようにそれを取り除く費用を負担しなきゃならないのですよ。沖繩のクーラーと同一にするなんていう認識はもってのほかですよ。雨が降れば川がはんらんする、と言え建設省は堤防を築くでしょう。山の沢に雨が降れ

ば土砂を押し流す、と言えば砂防堰堤をつくるでしよう。雪の降るのは、建設省でも国土庁でもやりようがないんですよ。これはすべてそこに住む

住民が心ならずも犠牲になるわけですよ。私はいかなることがあっても、大蔵省が、なじむのなじまないの、そんなことでなしに、現実の問題として、皆さんがもし豪雪地帯に住んだと考えると

らんなきさいよ。毎年毎年、一生の間には五百万円、六百万円という大金を負担をする。これは余儀ないことでしょう。これをなじまないからなどという官僚的な言葉のあやで解決するなどということは許されない。

政務次官、いまのやりとりの中でおわかりのように、生活保護世帯には厚生省はちゃんと必要経費として雪おろし費用というのを見ている、十分じゃないけれども。それ以外の人々が余儀なく負担しなければならぬ雪おろしの費用というものを、補助金で出せとは言いませんけれども、せめて控除をして、若干の税金を低くしてやるぐらいの配慮は当然政治としてとるべき任務じゃないでしょうか。政務次官、どう思いますか。

○政府委員(中山利生君) どうもわれわれのように東日本に住んでいる者にとりましては、豪雪の

本當の実情というものはよく認識できないわけでありませう。今度、ことしの豪雪で、豪雪地帯の皆さんからいろいろな陳情、事情のお話がございまして、頭の中だけでは多少認識を改めたわけでございませうけれども、豪雪地帯の方々の生活、また特にことしのような異常豪雪という場合の税制なり補助なり、そういうものに対する考え方というものは、今後とも検討を重ねていかなければならないのではなからうかというふうに感じております。

明治者としても、いまのところは、先ほど御説  
明申し上げましたように、交付税での手当てとい  
うことでございますが、これだけでは十分とはも  
ちろん言えないわけでございますして、税制その他  
すべての面で温かい配慮をしていくように検討を  
続けてまいりたいと思ひます。

○小山 平君 秘は、せひひとつ大藏省ではこの問題に真剣に取り組んでいただきたい。さらに問題は、上の雪をおろすでしょう。ここに山になり

ます。これが県道や国道であれば県や国が運んでくれるのもございます。ところが、小さな市町村ではそれを今度は自分で運ばにやらぬ。トラックを頼んでしても、一日頼めば二万も三万も取られる。こういう費用も必要なわけです。そして豪雪というものの認識が非常に足らない。ことしは豪雪だから特にひどかったけれども、豪雪地帯というのは、去年は年間の降雪量が十メートルであつた、ことしはそれが十三メートルであつたといふことなんです。十メートルであつたてこれが十三メートルであつたて、その地域の苦しみというものは、変わらないことはいけません。少し重くなると軽いだけの違いであつて、ことしは特にひどかつたけれども、例年続くことなんです。私はもうこのことは、これからも大蔵省にもときどきこへ来てもらつて、これをどういうふうに検討をして対処を前進させているかといふことを答えていただきます。また、政務次官にも、これはただ自治省という立場ばかりでなしに、自民党・政府、福田内閣という立場に立つて、いま

私が申し上げたような問題について十分検討をされて、当然とされるべき方策を講ずるようにお願いをいたしたいと思ひます。よろしくごさいますか。

○政府委員(中山利生君) 先ほど自治省と税制というようにごさい申し上げましたが、これは雪に對しましては各省庁の持つておるあらゆる施策を動員をいたしまして、そして総合的な解決策を講じていきたい。これは政務次官會議等、政府部内でも検討をいたしまして存じております。

○神谷信之助君 先ほど最初に、地方税法という法律は一体どういう法律かという問題を中心に少し議論をしてみたいと思ひますが、そういう意味から、まず最初に地方税法の第二条の趣旨、これについての自治省の見解を聞かしていただきましよう。

○政府委員(森岡徹君) 地方税法第二条におきましては、「地方団体は、この法律の定めるところによつて、地方税を賦課徴収することができる。」と書いてあります。で私は、地方税法という法律は二つの面から理解すべきだと考えております。

まず第一に、地方公共団体に課税権を付与する。どういう課税の権能を有するかということと明らかにして。そのことは、たとえば国税としてどういう税を徴収し、地方税としてどういう税を徴収するか。また都道府県税としてどういう税を徴収し、市町村税としてどういう税を徴収するかという租税体系を明らかにする。それからまた、地方公共団体相互間で課税権が重複するということのないよう、課税権の帰属を明確にする。そういう側面が第一でございます。

第二は、納税者の面から見ましてどういう租税負担をすることを義務づけるかということと明らかにする。その場合に、地方税でございますから、ある程度の地域間の税負担の格差というのがあることは当然であると思ひますけれども、しかし、それが余りにも拡大いたしまして、地域の納税義務者間で相当な耐えられないような税負担のアンバランスが出るということではこれは

は地方税としても適当ではございませんので、税負担の均衡化を図るための税率あるいは課税標準の決め方その他につきましての規定を設けておると。地方税法はそういう両面から理解すべきではないかと、かように思ひます。

○神谷信之助君 いまの御説明は、一つは地方団体が地方税の課税権を持つておるという点ですね。ただし、その中に二つの問題があるという御説明があったと思ひます。この点は私も賛成なんです。これは当然自治法の二百二十三条の規定や憲法の九十二条の規定から言つてもそういうことだろうと思ひます。もちろんその地方団体の課税権が固有の権利であるかどうかという点では議論がまだ分かれておるようではありますが、その固有の権利であるかどうかは別にしても、地方団体に課税権があるという点は確認できるだろうと思ひます。そしていまおっしゃつたように、その一つの機能の中に、地方団体間の課税の調整、それから国と地方団体との間の課税の調整、いわゆる税体系といふことも、こういったものを規定するのが基本的な内容でなくやならぬというように理解をしたわけですが、それでよろしいでしょうか。

○政府委員(森岡徹君) いま御指摘の面と、それからいま一つ、後段で申し上げましたように、納税者の負担のバランスをやはり確保するということも地方税法の大きな機能、意義であると思ひます。

○神谷信之助君 後段の点はちよつと後で触れてみたいと思ひます。

で、前段の部分で考えますと、まあそういうこととだけれども、しかし実際にこの地方税法の自身をずつと見てみますと、いろいろな規定があるわけですが、余りにも非常に細部にわたつて、そしてそういう地方団体相互間あるいは国と地方団体との間の調整を図るという色彩よりも、中央政府の地方税制に対するいろいろな枠組みといふものが、統制といふか、規制、これがきつめてあらゆる部面に出ているように思ひますが、この点に

ついてはいかがでしょうか。

○政府委員(森岡徹君) ただいまお話しの中で、納税者の租税負担に関する地方税法の意義なり機能については後の問題だとおっしゃいましたが、私はやはり双方両面から考えなさいかぬと思ひます。仮にその納税者の租税負担に関する面を省いて、それをたな上げして考えますれば、あるいは御意見がこういうことであらうかと思ひますが、法第三章の非常にラフな規定を置いて、あとは地方団体のできるだけ自主的な運営に任せると、こういうお話になるのだらうと思ひます。しかし反面、納税者の負担の公正なりバランスといふものを地域的にも保つていかなければならぬといふことになりまして、憲法の八十四条の租税法定主義のたてまえもございまして、これはやはりある程度細部にわたつて規定していただくことであらうと、地方税法の果たす使命が十分果たし得ない結果になるのではないかと。御案内のように、戦前の地方税法は非常に簡素な規定でございまして、それに比べますと、現在の地方税法はかなり詳細になつております。そういう趣旨に基づくものではないかと、かように思ひます。

○神谷信之助君 ところが、そうおっしゃいますと、「新地方自治講座」の八巻の「地方財政制度」、石原さん初め三人の方の共著であります。その一八二ページ「地方自治の立場から見たのぞましい税制」という項がある。それを見ますと、「地方税は、地方団体の自主財源であるから、地方団体が自主的に課税物件、税率等を決定し得るようになることが好ましい。現行地方税制においては、国税、道府県税、市町村税のそれぞれが独立の税とされており、法定外独立税については地方団体の選択の余地を認め、法定税目についても、税率の決定についてある程度の幅を認めてはいる。しかし、法定外独立税を起すにあつては自治大臣の許可が必要であり、税率についても、たゞ消費税、電気税等かなりのものが一定税率とされておき、税率については地方団体にある程度幅を認め

ているものの、大部分のものが制限税率を設け、税率の上限を抑えている。しかも、地方税法の非課税規定によつて地方団体の課税権が奪われているものも少なくなく、總じて、今日の地方税制は、自主性という面では著しい制約を受けているといえる」と、これはこの部分のたしか石原さんの分組で書かれておるものと思ひますが、そういうように指摘されているのですね。もちろん括弧書きで、しかし同時に、経済面、生活面が拡大をして、地域住民の地域間移動が激しくなつてきたところから、その住民の側から自治体間の違いがあるといふことについては「強い反響が出るようになつてきているので、地方税制の自主性は、自治体内部の事情によつても弱体化されてきている」というまた別の側面、いま局長の言つた第二の面のものが出ておるのですね。私はいま読み上げました文の前段の部分の一つと、このところを指摘をしております。

後段の部分については、局長はアンバランスがあつては困るからおっしゃいます。しかし私は、それが自治体の議會で決まればならぬわけですから、それで非常にアンバランスがあれば、ここにもあるように反響が起つてきます。

そして、地域間のアンバランスを改善していくといふことも、そのそれぞれの地域の住民が合意をした線での課税標準なり税率なりが決まってくる。それだから、そういうことを私はもつてこの地方税法を考へる場合に考慮する必要があるのではないか。地方自治の本旨に基いて地方税体系と法による地方自治の本旨に基いて地方税体系といふものもつくつていくということであれば、現行地方税法のように、非常にあらゆる面で細かく規制をするということではなしに、住民自治に信頼を置いて、あるいはその地域住民に信頼を置いて、もつと自主性を認める方向が望ましいのではないかと。これは地方自治体の執行機関の恣意的な問題だけではなく、その地域の議會制度、これがもつと民主主義が真に確立されていくならば、より一層住民のコントロール、これが正しく作用し

ていくのです。そういう方向に私は考えなければならぬ、それらを含めて、前段の部分で石原さんらが指摘をしている今日の地方税体系、地方税制、これが總じて自主性という面では著しい制約を受けているという結論に私自身も賛成なんです、この点はいかがですか。

○政府委員(森岡敬君) 率直に申しまして、私は地方自治に関し、あるいは地方財政なり地方税制に関し、いろいろな意見のあることは、まことに結構なことだと思つてございすけれども、その中でも特に自主性の確保ということは大事なことだと私も思ひます。

しかし、具体例で申しますと、たとえば市町村民税というのが、これは市町村税の根幹をなす税であります、これは昭和二十五年から昭和三十三年までは、当初は五つの課税方式を認めておつた。昭和三十六年以降は二つの課税方式に統一し、三十九年から現在の一つの課税方式に、これは完全な一律の課税方式になつてしまつたわけでございます。その背後にありましたものは、やはり何と申しましても、自主性を尊重するということは大事故だけれども、その結果余りに地域間で個人住民税の税負担に懸隔が生じ過ぎる。サラリーマンが転勤をすれば、田舎へ行けば税金が高い、これはどうしても納得できないじゃないか、こういうふうな強い要請があつたことは事実であります。

でございすので、私はいま具体例をひとつ申し上げましたけれども、確かに自主性の尊重という点から言いますと、余りに細かい制限を加えることはいかかという議論はございす、やはり負担面を考えると、ある程度の税法による定めというものはしていかなければならぬのではないかと、この点が一つございす。

それからいま一つの問題は、諸外国としばしば比較しての議論がございす、たとえばアメリカとかイギリスとか、この辺の地方税制は、御承知のように、固定資産税とかレイトとかいう単一ないしはそれに非常に近いような税でもって財政

収入を賄つておりますので、税率をいかに決めるかは、全くその地方団体の財政収支のバランスで決めてしまふというふうな仕組みになつております。しかし、またそのレイトの負担が重過ぎるとか、あるいは固定資産税が重過ぎるとか、とで、イギリスやアメリカで大変問題になつておるといふことも見逃せないと思ひます。

しかし、わが国の場合には、市町村税でございす、住民税、固定資産税が基幹であります、そのほかに電気税とかその他の補完税も持ち、府県税になりますとさらに多様な税制を持つておるわけでありす。これだけの多様な税制を持つておると、やはりそれぞれの税目につきましては負担の決め方と、これはなかなか租税負担の合理的な求め方というのはいふまでもない、こういう問題があつたと思ひます。

第三の問題といたしまして、わが国の場合には、これはしばしば皆さんが御指摘なさることでございます、地方税のほかに交付税という地方財政制度によりまして、全国的な行政のアンバランスが生じない、少なくとも必要最小限のナショナルミニマムというものは確保してございす、こういう仕組みが確立されておるわけでございます。ですから、そういうふうな財政制度が、諸外国では必ずしも見られないような仕組みがとられておるわけでございます。その中における一つの財源調達手段としての地方税の制度でありすから、やはりそういう全体の財政制度の中でどうあるべきかという点も見逃せない。

そういうふうな考えと、たとえば交付税とリンクした標準税率制度というふうなものは、これはやっぱり必要なものだろうと、かように思ふわけでございます。そういう面もいろいろ考えあわせまして、自主性の尊重は必要でございすけれども、現行地方税法で規定しております程度の税負担の求め方に関する各種の規定は必要ではないか、かように思ふわけでございます。か、税

率をどうするか、すべてをとにかく、自治体は自治権を持つてゐるのだから、それからまた課税権を持つてゐるのだから、それはもう自由にやりなさいというふうなことを言つてゐるわけではなない。だから税目をどう配分するか。国はどの税目、都道府県はどうだ、市町村はどうだ、こういうことは全体の体制としてこれは国で決めなければならぬし、それぞれの一定の標準の税率といふものも決めなければならぬであらう。問題は、この地方税法の場合、国との関係で、自治体の側の意思いかんにかかわらず国の政策によつて規制される、この部分が非常に多いのじゃないかという面を感ずるのである。ですから、問題になつています今日の不公平税制で、この不公平税制の基盤といふのは、実は現行の地方税法の一つの特質にあるのではない。だから、現行地方税法の一つの特徴が、それが国税における不公平税制がそのまゝ地方税にも波及するといふもの、あるいは地方税法そのものにそういう不公平税制が持ち込まれるという問題が、いま私ももちよつとこの地方税法、現行地方税法を考へる場合に、先ほど言ひました地方団体の課税権という面から考へてみて、ひとつ重要な問題ではないだろうか、こういうふうに思ふのです。

たとえば住民税、事業税の場合ですが、この所得計算、これは国税の計算のやり方をそのまま使つてゐると思ふのですが、この点はいかがでございますか。

○政府委員(森岡敬君) 住民税の法人税割は法人税額を課税標準にいたしておりますから、これは直に税額そのものを使つております。法人事業税につきましましては、御承知のように、この税の性格をめぐりましていろいろ議論がございすけれども、一部の事業を除いては、現在所得を課税標準にいたしております。所得を課税標準にいたします限りにおいては、納税義務者のいろいろな手続なり、納税事務あるいは負担のあり方、いろいろ考へあわせまして、排除すべきものは排除する必要があると思ひますが、原則的には課税所得の計算は法人税と同じような仕組みでやつてまいると、こういう仕組みをとつておるわけでございます。

○神谷信之助君 ですから、法人住民税は法人税そのものにリンクしますからね。それから、いまおつしやつたような法人の事業税についても、七十二条の十四の一で、「法人税の課税標準である所得の計算の例によつて算定する」と、計算の仕方も法人税でやるといふことですね。

ところが、この所得の計算の問題なんです。これは、一つはさまざまな租税特別措置で所得の実態が減免の措置によつて減少しますからね。それからもう一つは、今度は、本税の中に組み込まれてゐるところの大企業及び投資増進への優遇措置、これがあつると、これによつて所得計算が実態とかけ離れる、こういうもの。私は、この二つが実質の所得と遊離をした、特に慮されたといひます。最近特に問題になつてゐる特恵税制の根幹を形づくつてゐるというふうに思ふのです。こういう計算のやり方、これは政府の政策によつて生まれてきておるわけなんです。しかも、その政策によつてそういう計算方式がとられますと、それがそのまま地方団体に對して法的に強制をする、こういうことになつてゐる。この点が、地方団体の課税権を持つと言つておられますけれども、その課税権といふのは、こういう点との関係で一体どういうふうに理解をしたらいいのか。地方税はこの税目ですと、この枠を与える。ただ、その税目を与えながら、国の政策によつて国と同じ所得計算をしない。しかし、その所得計算はもう地方団体、課税権を持つ地方団体の意思は反映しない、国の政策によつて計算される。それをそのまま地方団体は右へならして、そして課税をしなきゃならぬ、こういう関係ですがね。この点についてのひとつ見解をお聞かせたい。

○政府委員(森岡敬君) いま御指摘の、国税における各種の特別措置のお話がございす、その中で、たとえば法人税法におきます各種の引当金等についても御指摘があつたわけござい

ますが、これは一般的に申しまして、私どもは法人税法で定めております引当金等の規定は、やはり企業会計原則にのっとりました法人所得の計算の原則に立つておると思いますが、所得を課税標準にいたします限りにおいては、それはやはり法人税法と異なつた考え方を地方税法の法人事業税とか、法人税割にするということは、これは適当でないと思つております。もちろん、法人税法に於いて定められております引当金等につきましては、社会経済情勢の変化に伴ひまして是正するべき点はあるかと思つておりますが、それはしかし、基本の法人税法の所得計算のところで直す。地方税の課税所得計算はそれに準拠していくという方が、これは課税団体といたしまして、納税者としていたしまして、いろんな観点から考えまして合理的ではないだろうか。

次に、租税特別措置法で定めております各種の租税特別措置でございますが、これは、たびたび申し上げておりますように、中小企業対策もある、農林漁業対策もある、あるいは住宅対策もある、公共料金対策もある、その他、万般の経済政策に基づきます特別措置が設けられておるわけでございます。この中には、まず第一に、国のベイス、国家財政のベイスでやっていたくべき筋合いのもので、地方財政としてはその影響は遮断する方が適当だと考えられるものがございます。現在も、たとえば海外投資等損失準備金とか技術海外所得の特別控除とか、そういうものにつきましては、そういう観点からこれを排除しておるわけでございます。そういうものの選別につきましては、私どもも従来も真剣に考えてまいりましたし、今後もしも検討してまいりたい、影響を遮断する点は遮断する方向で検討してまいりたいと思つております。

しかし第二に、課税所得の計算でございますので、非常に二道で計算することが技術的にむづかしいものがございます。準備金とか特別償却とかいうことになりますと、それなかりしものとして計算することは大変でございます。納税者が大変

だけでなく、課税権者であります地方公共団体でも、それをチェックするのは非常に困難な場合が出てまいります。ですから、そういう課税技術面での困難性というものはやはり現実問題として考へてまいらなければなりません。そういうふうなことを配慮しながら、租税特別措置法に基づく特別措置につきましては、私どもも影響を遮断すべきものは遮断するという基本的な姿勢を持つてまいりたい、かように思つております。

○神谷信之助君 いまいろいろ御説明になりますけれども、私はいま、一つは本来地方税として与えられた税財源ですね、これを徴収をして、そして自治体の自己財源としてこれを使って住民の要求にたえて行政を進めていくというはずのところ、額の大小を問はず、いろいろな形で税の仕組みの問題としてそういう特別措置がやられる。それは特別措置も、おっしゃる通りに農林漁業対策とか中小企業対策として必要なものもありまう。われわれはそれを全部一切なくさないと言ふわけにはいかない。いろいろなことを考えなきゃならない。仮にまたなくすといふ別の方法を考えなきゃならないといふように思つております。だから、そういう中小企業対策あるいは農林漁業対策というのを減税という措置で、あるいは税の免除という方法で措置する以外にないのかというところ、それもおかしい。もし減免税で措置されなければその財源は自治体に入ってくるわけですから、そのかわりに補助金とか助成金とかいろいろの方法をとれば、それは税には関係ないわけですね。ところが、それはまあそれとして、実際にわれわれが問題にするのは、大企業に対して特にとられてきている特別措置の問題、これについていろいろ問題がある。この辺は、国税においても地方税においてもいままで存在をしておりし、いままで問題になってきておると思つております。

もう一つ、第二の問題は、大企業に対する優遇税制の問題であります。いま、会計処理上、法的にも確立をされてゐる損金引当金、その他の問題について、これは当然ではないかというお話があ

ります。それを全部認める必要はないというようには私も言わない。しかし、その内部留保と言われている貸し倒れ準備金、その他の準備金、あるいは引当金、これがべらぼうに課税対象から外されてきておるといふ問題は、これはどうしても考えなければならぬものじゃないかと。この間も参議院の予算委員会、自民党の議員さんの方からも、銀行の貸し倒れ準備金、実際年間に起こる貸し倒れ等に比べてべらぼうじゃないか、これを課税対象にすればそれだけでもうんと税収はふえるじゃないかといふ問題について、これはだから私も共産党だけが言つてゐるわけじゃない、自民党の皆さんにもそういう意見が出てきてゐる。国の方でそういうものを所得の計算のところで外してしまう。本来なら、それに対して自治体が課税対象として計算をすれば可能なのであるかも知れないといふ問題もあると思つておる。

それから、いまの利子、配当の例の源泉分離の選択課税の問題、これも国の税の方でそういうことをやつておる。今度初めて、どれだけかわからないけれどもつかみ金で臨特で見ようといふことになった。そうしたら、そういう国が国の政策で減免をしたものについて地方税としては減収をする。今度の分離課税については、減収分がようわからぬからというのでつかみ金で臨特してまうけれども、そういうような方法もとれないはずはない。やれるじゃないかといふように思つておる。あるいは例の列島改選論華やかなりしころ、コンビナートをどんどんつくる、企業誘致をする。そうすると今度は固定資産税を減免をさせる、減免した分については交付税措置をする、これもおかしい話でしてね。交付税は地方の財源なんですから、だから当該自治体の減収分を全国の自治体が全部少しずつ分けてかぶるというのと同じです。だから、こんなことはもう先ほど臨特でそういう措置をなさつてゐるのですから、やろうと思ふばどきどきから、本来それは全部交付税で措置するのではなしに、別に政府が財源を与えるべきだ、こういうこともあわせて私は考

へる必要があると思つておる。この点はいかがですか。これはひとつ事務的な問題ではなしに、政治的な観点からの問題だと思つて、政務次官の方から御答弁いただきたいと思つております。

○政府委員(中山利生君) いろいろ地方団体としてはのどから手の出るほど欲しい財源がたくさんあるわけですが、いま御説明申し上げたようないろいろな事情でなかなかそれを把握できない。国の方でも同じような事情であらうと思つておる。これは理想的ではないにしても、いろんな経緯から出た知恵で、できるだけ正確な把握の仕方をしていくということからいまのような制度になつたのであらうと思つておる。またそれが臨特といふような形で地方に配分をされる、これもやはり何といふますか、一種の生活の知恵であらうと思つておる。しかし、これで満足すべきものでないことはお説のとおりでございます。私どももこれからは根拠強固な問題で、どうしたら正確に、また不公平感のないような形で地方団体に税収として把握できるかといふことを検討してまいりたいと思つておる。

○神谷信之助君 五十二年の非課税措置等による減収額試算の資料をいただきましたが、国税の租税特別措置による地方税の減収見込み額というのは、例の交際課税の問題に手をつけられましてから、五十一年度は総額で二千二百二十一億が地方税にはね返る減収分というものが、五十二年度は七百八十二億ということになっております。それから地方税法の非課税措置による減収見込み額は、これは二千五百九十九億から二千八百四十七億にふえてゐるわけですね。そういう状況があります。ですから、これは私は租税特別措置による減収のはね返りということだけの問題ではなしに、そういう優遇税制それ自身にメスを入れないければならぬといふように思つておる。その一つの端緒として、その分はひとつ臨特でちゃんと政府が責任を持って処理するといふ道が、今度

はつかみ金であっても、分離課税の分、住民税の

はね返り分というやつで金額はわからないけれども入ったという話ですね。この道ができてきております。こういう方向を、今度は局長の方にお伺いしますが、さらにこれを拡大していくということでは自治省としては努力する必要があるのじやないかと思ひますが、この辺はいかがですか、次官の方はそういう方向をお話しになっていきますか。

○政府委員(森岡敬君) 私どもが源泉分離選択課税制度のもとにおきます分離選択をした利子所得等につきまして、臨時特例交付金の形で財源を国から付与していただきたいという要請をいたしましたのは、この利子所得に対する分離選択制度のまさに特殊性から出てくるものだと思ひます。それが望ましい、これはもうだれしもが一致しているわけでございます。しかし、分離選択制度がある以上は、地方税としては、住民税としては課税できないわけでありまして、しかし、それを課税できないままではどうしていいかというのはいかに財源面から見れば私どもとしては恐ろしい。しかも一面において、できるだけひとつ早く総合課税に移行すべきだという税制調査会の指摘もかねがねあるわけでございます。議論をいたしましては、それじゃそれまでしんばうしたらどうだという議論も実はあつたわけでありまして、しかし、かしそれによって若干の期間がかかるとすれば、その間何らかの形で地方の財源を確保したい、そういう非常に特殊な意味合いを持ったものとして理解しております。

通常の租税特別措置に基づきます課税所得計算上出てまいります減収、これにつきましては、やはり必要がなくなつたもの、あるいは不公平税制の是正として是正すべきものは速やかに是正すべきだと思ひますが、しかし、是正するまでの間は、経済政策なり産業政策なり、その他農林漁業、中小企業、いろいろな観点から必要として置いておるものでありますから、それに基づく減収につきましては、地方財政全体の中での

財源対策として、地方交付税もありますれば、その他の歳入面全体を通じて、財源不足が出れば必要な財源措置を講ずるということとして処理してまいるのが筋であらうか。

そういう意味合いで、利子所得等に関する御指摘の臨時特例交付金構想といふものはまさに特殊なものとして私どもは理解しておりますので、ほかの特別措置についてまでこのような考え方を拡充するという気持ちは持っておりません。

○神谷信之助君 私にはちよつと納得ができません。特に誘致工場に対するいろいろな減免の措置に対する交付税措置、これは前に倉敷の例を出して、前の松浦局長時代に議論しました。そのときに、交付税制度の本来の姿から言つて、補助金的なそういう性格を持った交付税の運用は問題があるということを確認されて、こういう方向はやっぱり是正をしていかなければいかぬという問題をおっしゃっているのです。私はもつとさらに一歩進めて、そういう分について国の政策としてそれをやらせる場合に、それによって受けるいろいろな税上のそういう減収は、それは別の枠でちゃんと政府が責任を持つてやるべきだ。これだけが地方税だ、おまえさんのところはこれだけの税金を使つてそして住民の要求にこたへないといふことで与えられているのを、政府の都合でどんどん取り上げられる。その後の始末もしてもらえないといふことでは私はどうにも納得ができません。思ふのです。

それからもう一つ、特に法人事業税の問題、これは非常に地方税でも重要な税源ですから、この法人事業税にそういう法人関係の政府のいろいろな措置を遮断をするという方法の一つとして、こういうことを考へてはどうなのかというように思ふのです。それは御承知の七十二条の十二で課税標準を決められ、そして十四の一でその計算方法を規定して、さらに七十二条の十九で課税標準の特例が定められている。ですから、この特例の項に第二項をつくつて、前項の所得とは、七十二条の十四の一に掲げる所得とは別の計算に基づくこ

とができるという規定を入れて、そしてこの所得の計算については、法人税の所得計算の例によらなくてもそれぞれの自治体が条例で決めて自治体が計算をすることができると、そういうように一項目を入れれば、法人事業税に対する国のいろいろな措置を遮断するということが可能だと私は思ふのです。この辺については一体いかがですか。

○政府委員(森岡敬君) 所得を課税標準にいたしました所限においては、私は基本的、原則的にはその所得の計算は国税、地方税を通じて同じ方が、課税団体側から申しまして、納税義務者の面から申しまして、それは望ましいし、むしろ合理的ではないかと思ひます。むしろ、おっしゃるような趣旨でありますれば、現在地方税法の七十二条の十九に外形標準を使用できるという規定がございます。そういうような形でその処理の方が理論的でありたいと思いますので、所得を課税標準にいたします所限においては、各地方団体ごとにはその所得計算が異なるという形をとるのは税制としては論理的に妥当ではないと、こういう感じがいたします。

○神谷信之助君 大蔵省、いま問題になつて引当金、準備金などの問題、これの見直しについて、福田総理が副総理時代にもその必要を答弁されて、そして五十一年度、若干の見直しをなさつております。それは現在のところへとまるんじやなしに、さらに是正をしなきゃならぬという問題になつておるやうに聞いておりますが、この点について少し状況を報告してもらいたいと思ひます。

○説明員(亀井敬之君) ただいま先生の御指摘の点の問題でございますけれども、従来から租税特別措置につきましては、全面的な見直しにできるだけ努力をしております。すでに御承知で、重なるまでもないかと存じますけれども、五十一年度の税制改正におきまして、全面的な見直しをさせていただきまして、企業関係のものを中心に、大幅な整理、合理化を行わせていただいております。さらに本年度、五十二年度の税制改正

におきましても、先ほど御指摘がございましたが、利子、配当課税の特例につきまして、現行制度を五十五年まで存続期間中でありまして、もかかわりませう、課税の強化を図る、こういった措置をとらしていただいたわけでございます。そのほかにおきまして、適用期限の到来するものを中心といたしまして、五十一年度に引き続きまして、整理、合理化を図らしていただいております。そういったことで、五十一年度、五十二年度を通じてごらんいただきますと、かなりの整理、合理化になつておるのではないかと、かように考えております。

○神谷信之助君 いまのは質問に答えていない。租税特別措置の關係でなしに、例の引当金と準備金の問題ですね、これの見直しの状況はどうなつておりますか。

○説明員(亀井敬之君) 大変突然の御下問でございます。いま、まことに申しわけございません。ですが、そちらの方の点、私直接的な作業に携わっておりませんので、大変申しわけないのですが、いましばらくお待ちをいただきまして、すぐにお答えを申し上げるやうに努力をいたしたいと思ひます。

○神谷信之助君 いや、租税特別措置と優遇税制の問題についてお尋ねをするというように申し上げておつたので、だからまあ後ででもらうとして、いづれにしてもあれは、数字は千分の十を千分の八ぐらいに去年したんですかね。何かそういう措置をして、千分の五に一過にはいけないだろうといふことだったのじやなかつたかと思ふのですが、その見直し作業は、いまそういう方向でずつと引き続いて検討し、努力をしていく、改善をしていくという方向をとっているのじやないですか。

○説明員(亀井敬之君) 大変失礼をいたしました。一つは先生の御指摘で金融、保険の貸し倒れ引当金、これにつきましては、五十二年度、従来から貸し倒れ引当金の繰入率の引き下げに努力をいたしてまいりましたが、今回におきましても

千分の八から千分の五まで引き下げていく、こういう措置を予定したしておる次第でございます。  
○神谷信之助君 繰入率をどこまで引き下げるかという限度はまだ全体的な合意に達していないと思いますが、そういう方向にいま進んでおるのですか。

そうすると、税務局長。先ほども、分離課税を総合課税にするということでは大もとが一致をされているわけですね。そういう状況の中で、それに対する政府の特別の措置を要求する根拠がある。そうすればこの問題も、いま金融、それからことしは保険ですね、去年は銀行関係をやっておる。だから、さらにわれわれは、まだ電力とか商社関係とか、いろいろたくさんありますが、こういう大企業、大商社関係のそういう内部留保に対する課税措置、これはいま国民的な要求にもなっているし、そういう国民の要求に支えられて、そして、そのことによって地方税が減収をしているという現状、これをどうやって解決するのかという問題を私はもっと真剣に考えてもらわなければならないと思います。

いつでしたか、去年か、おとしでしたか、予算委員会での問題を出したら、福田副総理も——當時は副総理でしたが、いまの総理が、租税特別措置だけではなしに、そういう問題を含めて地方への遮断をひとつ研究し、検討していくという意味の答弁をなさっているんですね。私はそういう問題を本当に真剣に考えてもらえらるならばと、先ほど法人事業税の遮断処置をするために一つの提案をしたわけです。どうしてもそういうことを自治省なり政府が考えなきゃ、それならひとつ自治体でその所得計算をやろうじゃないかという発想を考えるというようになるのはあたりまえだと思ふのです。この辺について一体自治省はどれだけ誠意を持って、あるいは努力をされようとするのか。いま地方財政の危機が非常に深まっている中でどういふようにお考えかという点をひとつお聞かせ願いたいと思います。  
○政府委員（森岡敬君） 国、地方を通じて財

政が大変困難な状況に陥っている時期であります。また社会経済情勢も大きく変わっておる時期でありますから、いまお示しの法人税法自体で定めております貸し倒れ引当金あるいは退職給付引当金というような各種の引当金制度につきましても、やはり是正すべきものは是正すべきだと思います。

で、いまの御意見は、国税においては是正が行われる前に地方税で何らかの措置をとれと、こういうお話だと思ひますが、やはり先ほど申しましたように、所得を課税標準にいたします限りにおいては、国税、地方税を通じて、余り大きな違いが出てくるということはないと思います。納税義務者双方ともに問題があると思いますので、私としては、いま御指摘の問題に関しては、むしろ大蔵省と十分話し合いをいたしまして、法人税法自体の各種の引当金の合理化につきまして強く要請をし、早急な解決を図るという道をとるのが筋ではないかと、かように思っております。

○神谷信之助君 自治体の方はそれを持ってもらえないわけですよ、次官。本来ならこの五十二年度には交付税率の引き上げその他を含めた抜本的な措置をとらなければならぬ。このことは国会の答弁でも何回もやられておる。ところが、ふたをあけてみたら、まさに何と申しますか、こう張振り、ごまかしのやり方ですね。借金でもうとにかくいける。だからそんな意味において、待ってください、大蔵省と話をしようというふいふことを言っているのんびりした状態ではないのです。大蔵がうんと言わなきゃしようがない、その分はちゃんと別に——分離課税じゃないですが、臨時でその分を出せ、出さなければしょうがない、自治体の方で自由に所得計算をやって、ちゃんと自治体は課税権を持っているのだから、法人事業税はその所得に課税する。またその所得が実態と離れた、政府が勝手にそういう適当な計算をやっておると。膨大な内部留保を持って、一遍に職員がやめてもどうもないような、三倍、四倍の退職手

当引当金があるかというのです。そういうことで不満があるのですね。だから、私は一番いいのは、ちゃんと早く大蔵の方でそういう措置をやって、税調の承認を求めて、そうして国民が納得する所得の計算ができるようにしなさいかね。それがやれぬのなら、それをやるまではその分について政府がちゃんと臨時何かの形でいいからとりあえず金をよこせ、これは私はもう無理のない主張だと思ふのです。ちよっとその辺、次官、お聞きになっていてぜひひとつ見解を聞かせてもらいたいと思います。

○政府委員（中山利生君） おっしゃるように、この租税特別措置、あるいはいろいろな措置による税収の不均衡といふことが、そういう問題については、われわれもこれまで根気強く努力をして解決に向かってがんばってきたわけでございますが、こういう問題はやはり税体系全体の中で考えていかなければなりませんし、国と地方は車の両輪といふことも言われておりまして、大蔵省も決して地方税制については無理解であるわけではないと私も確信しておるわけでございまして、今後とも大蔵省とよく協議しながら、この解決に当たっていききたい。そして地方税源の確保を図っていききたい。ことしの地方財政が非常にごまかし、押つけ、一時しのぎのものであるということにつきましましては、確かにそう言われてもやむを得ない面もあるかと思ひますけれども、これはあくまでもことしの社会経済情勢を踏まえてのことでございます。今後とも恒久的な地方財源の充実というものを目指してわれわれが努力をしておりますことをお認めいただきたい。

○神谷信之助君 それはいま次官は、大蔵の方も理解してくれていると思ふとおっしゃるのです。私もそうだと思うのです。しかし、理解はしているけれども無理解の態度だと。そこところですね、理解はするけれども無理解な態度。だから、あれだけ国会でちゃんと約束しながらも、

五十二年度措置ができなかった。そこで問題は、これは交付税法のたてまえから言っても、本来はすぐにもやっていたいのですよ。しかし、昔の塚田長官の答弁があつて、それが一つの原則みたいになって、二年続いて三年目もそうである場合ということになっている。仮に自治省見解、政府見解に従うとしても、五十二年度からやらなければならぬ。これができなかった。五十二年度中に結論を出して、五十三年度から、必ずこの点は交付税率の引き上げを含め、税制、財政制度、行政制度を含めたそういう抜本的な改革、六条の三項に規定するそういうことをやるということ、そういう決意を明らかにしてもらえませんか。

○政府委員（中山利生君） もうもちろん法律に定められた事項につきましては、私どもも守つていかなければならない責務があるわけでございまして、その社会経済情勢の現実とその法律に定められている事項との谷間で非常に苦心惨たんをした成果である。しかし、これは一年だけのことでございまして、このままで置いておくわけにはいきません。これから大蔵当局とも根気強い話し合いを進めていく、また、進める基盤ができたという理解のもとに、今度の制度を皆さんにお諮りをしていくわけでございします。

○神谷信之助君 経済情勢がこういう状況だからということですが、あの法律は経済情勢がどうであらうとそれはやらなければいけません。展覧が立たないというのはそれは政府の責任の問題であつて、そのことが自治体の行政に転嫁をされる、あるいは財政に転嫁をされるということとはこれは理由にならぬと思ふのです。ですから、この辺をひとつ踏まえて努力をしてもらいたいというふうに思ひます。  
あと、電気税の問題を予定していたのですが、時間が大分過ぎていますから、先に事業税の外形標準に付加価値を選択する問題、この問題について少し議論したいと思います。  
二月十六日の衆議院の予算委員会で、小川自治

大臣は、法人事業税の外形標準課税について、何とか外形標準を導入する方向で決着をつける努力をしたと、導入について積極的な答弁をされています。この点、来年度をめどにこの問題の決着をつけるというように受け取ってよろしいでしょうか。

○政府委員(森岡敬君) 法人事業税の外形標準課税の導入の問題は、数年来、税制調査会で御審議を願ひながらなおいまだに結論を得ていないというところでございますが、御案内のように、昭和五十年代前半の中期税制につきまして現在税制調査会で御審議を願ひしております。秋におおむねその最終的な結論をいただきたいと思います。この問題について、最終的な決着も私どもとしてはぜひついていたがたいと思っております。それを踏まえまして、来年度以降この問題に対処できますような積極的な努力をしてみたいと考えております。

○神谷信之助君 五十二年度中にひとつ決着をつけて来年度から実現したいということでありますが、そこで問題になるのは、外形標準に何を選擇をするかという問題ですが、これについて自治省は何を予定されておりますか。

○政府委員(森岡敬君) いろいろな議論がございますし、またいま申し上げましたように、なお税制調査会で外形標準を導入することの是非の問題について見解が分かれておるような状況でございますので、私どもとしてこれではなかなかならぬというものはまだ確定はいたしておりません。ただししかしながら、四十三年の税制調査会の答申におきましては、付加価値額あるいは収入金額あるいは売上金額というふうないろいろな要素があるけれども、売上金額とか資本金額というものは取るべき外形標準としてはなかなか無理な面もあり、問題もある。で、どちらかというと、付加価値額、それも加算法による付加価値額が最も取るべき基準としては合理的ではないか、こういう御意見が出ております。またその後の税制調査会な

り地方制度調査会の御議論を見ましても、外形標準としては、加算法による付加価値額が、事務も簡素になり、また事業の規模なり活動量をあらわす指標としても適格ではないか、こういう御意見が強いので、私もそういう方向で検討するのが妥当ではないかと、かように考えております。

○神谷信之助君 いま付加価値が外形標準としてすぐれているというお話のようですが、そのすぐれている内容ですがね。いわゆる事業活動の規模をあらわす上でこれが適切だというようにおっしゃっているのですが、同時にしかし、これは労働集約型の企業とか、中小企業等に負担の変動が著しいという、そういう欠点もあると思うのですが、これも調査会の答申で出ておると思いませんか。これも調査会についてはどうお考えですか。

○政府委員(森岡敬君) 労働集約型の企業に負担が増していくことが基本的に問題かどうかということについては、私は議論があらうかと思ひます。と申しますのは、法人事業税というものは、企業が事業を行う、それに対して地方公共団体が行政サービスを提供する、その行政サービスを受けることに對する経費の負担をやつていくのだ、こういう種類の税であるという観点から考えますと、従業者数が多いということはそれだけ子弟の教育、あるいは生活関連施設の公共投資あるいは福祉行政等に多大の経費が地方行政としてはかかるわけでございますから、従業者の量に応じた負担を求めていくということは、むしろこの税の性格としては望ましいという議論もかなりあるわけでありま。

ただ、問題になりますのは、外形標準をこういう形で導入いたしました場合には負担が変動します。その負担の変動が急激に起こることはないか、かと、だから、ある程度経過措置とか緩和措置を講じていく必要はあらうと、こういう議論があらうかと思ひますが、基本的に労働集約型の企業の負担が増すからいけないんだという議論は私はないと思うのであります。

中小企業につきましては、やはり負担面で基本的にいろいろ御議論があらうかと思ひます。その辺のところはきめ細かく考えていかなければならぬのではないかとと思ひます。

いたしましたように、坊大蔵大臣は、根幹に觸れる問題でございますと、こういうような指摘をいたしております。私どももいたしましては、事業税に外形標準課税を導入いたします。こういうことになりましたと、まあ赤字の企業に對しても課税が行われるのであるとか、あるいはこれから、今後のわが国の経済の状況に對して将来どういった税制の姿を描いていくかといったようなことも考えていかなければならない、こういったこともあらうかと。これは私どももいいますより、あるいは税制調査会の先生方の御意見と申し上げた方がよろしいかも知れませんが、そういう御意見もございまして、慎重にこの問題に對しては対処していく必要があるのではないかと、こういうことのように私にいたしましては理解をいたしております。

○神谷信之助君 外形標準に對する課税ですね、課税標準にするという点はどういう点に欠陥があるわけですか。

○神谷信之助君 続いて大蔵省にちよつとお伺ひしますが、付加価値額とは一体何ですか。

○政府委員(森岡敬君) 収入金額ないし売上金額をとりますと、各段階での課税の累積が出てまいり、これが一番致命的な問題だらうと思ひます。それから、資本の大小が事業の規模なり活動量をあらわすということには必ずしもならないという問題がございまして、小さな資本でもかなりな事業活動を行つておる企業もあるわけでございます。特に、わが国の場合、よく指摘されることでありまして、企業の自己資本比率というのは非常に低い。借入金に頼つて設備投資を行い、事業を実施しておるという面が特徴的でございますから、自己資本をとりますとすることは、そういう意味合ひでも企業の活動量なり規模をあらわすにはほど遠い場合がかなりあると言わざるを得ないと思うのであります。

○説明員(亀井敬之君) 付加価値額という御下問でございますが、通常付加価値と言われまふ場合に、支払ひ給与であるとか、利子、地代、家賃、そういうものであるとあらうかというふうに理解をいたしております。

それに加えまして、資本金をとりました場合に、恐らく税収入の伸長性というものはそれほど期待できないだらうと思ひます。これはまた、先ほど申しましたように、自己資本の比率がそれほど高まらないわが国の状況のもとにおきまして、資本金の一定割合を税負担で求めるというふうなことをしました場合、恐らく税収としては伸びない、こういうふうな感じもいたします。

○神谷信之助君 大蔵省に聞きますが、坊大蔵大臣が二月の十六日の衆議院の予算委員会で、この問題について、大変重大な問題で、税の根幹に觸れる問題だけに、外形標準化については慎重に考えたいと答えておられます。この慎重に考えるという内容ですが、もう少し問題点を具体的に指摘をしてもらいたい、こう思うのです。

○説明員(亀井敬之君) 先生の御指摘をちようだと

○神谷信之助君 そうしますと、この付加価値額に課税をされた場合、課税された額が経費として価格に転嫁するということをするわけですが、転嫁できないということではないと思ひますが、この点についてはいかがですか。

関連もございまして、なかなか明確にし得ないのではないかとこのように考えております。

○神谷信之助君 ですから、需給間のバランス問題とかいわゆる経済市況の問題とかいろいろな関係、言いかえれば政策上には転嫁できないような状態をつくり出すことも可能だけれども、理論的には転嫁することができるといふことだと思つてます。ですから、そうしますと、先ほど赤字の企業に負担を求めるという点が一つ問題になつたり、あるいは先ほどの税務局長の負担のアンバランスの問題ですが、があつたりしましたが、企業負担の変動について、価格へ転嫁をすることができるとは別に心配をする必要はないといふことになるのではないかとと思つてますが、この点大蔵省いかがですか。

○説明員（亀井敬之君） 先ほど正しく御説明申し上げたのかどうかと心もとのうございしましたが、たとえば先生御指摘のような、赤字企業であつても、価格に転嫁して上げればそれで負担がふえないのではないかと御指摘のようにいま承りました、その場合に、じゃ赤字企業がほかの黒字企業と対比して価格に転嫁しているのかどうか。赤字企業がなぜ赤字になっているのだからと。それはまあ競争力の関係とかそういう問題もあるかと思つてます。そういう点がございますので、先ほど転嫁の関係、まあ一般論としては付加価値課税の方が転嫁が容易であろうかと思つて申し上げましたが、実際にはよくわからないうといふふうに申し上げた次第でございます。

○神谷信之助君 先ほど自治省の方は、付加価値が企業活動の規模をあらわすものとして最適と——適當ではないかと、最適はちよつと行き過ぎですが、適當ではないかといふことでしたが、これは一般論としてはあるけれども、価格に転嫁できるということであれば、これは企業が負担をするということにならないといふことになってきますね。この辺いかがですか。

○政府委員（森岡敏君） 転嫁の問題は、税制なり税理論上一番むずかしい問題だと思つてます。いま

大蔵省からもお話がございましたように、税法上なり法律上の転嫁といふことになりまして、これは直接税は転嫁しないといふのが基本的な考え方でありまして、間接税は転嫁をするためたええをとつておるということでございますから、その辺のところはそう問題はないと思つてますが、しかし、実質的な税負担がどこに帰着するかという意味での実質的な転嫁の問題になりますと、これはまさに市場における価格形成機構を通じて決まってくることでございまして、これは御承知かと思つてますが、たとえばハーバード大学のマズグレイブ教授あたりは、法人税も転嫁するんだと、こういう実証的な発表をされております。一九六四年ころにはわが国の税制調査会の基礎問題小委員会でも同じような見解を出したことがございまして、でございますので、所得を課税標準にするものすら転嫁するんだと、こういう議論もございまして、その辺の議論は非常にむずかしいと思つてます。

ただ私は、それは申しまして、現実には付加価値等の外形標準を導入いたしますれば、納税段階での税負担に変動があることはこれはもう明らかな事実でございますから、その意味合いで、たとえば地方制度調査会の起草委員会報告では、その負担の急激な変動はある程度緩和するような措置を考えなざるまいと、こういうふうに出ておるのだらうと思つてます。転嫁問題を軸としての外形標準課税導入の可否論といふのは、私はむしろ議論としては基本に据えるべき問題であるように思つております。

○神谷信之助君 そういふふうにおつしやいますね。昭和二十五年の三月二十五日ですか、衆議院の地方行政委員会が当時の本多國務大臣が、従来の事業税にかえて付加価値税を創設する理由について次のように言つておられます。「従来の事業税でありますと、まず収益課税たる本質上、非転嫁的なものでありますゆえに、今日のごとく所得の上に累積的に課税されていくときにおいては、事業に対する負担が耐えがたいまでに重くな

る」といふ、そういうことから付加価値税を創設するといふように述べております。ここで言われているこの付加価値税は、現在の所得併用課税といふ点を除きますと、いま問題になつてくるこの事業税の外形標準課税で付加価値を採用する場合と同一内容であるわけですね。そうしますと、二

十五年当時、事業税で累積的に税負担を課していたものを、付加価値課税によつてその負担を企業から他に転嫁することを予定していたといふことは明らかではないかと思つてます。それまでは企業に累積的に課税されていく、ですから事業に対する負担が耐えがたいまでに重くなる、だから今度は付加価値税にしますといふことですから、逆に言いますと、この負担を企業から他に転嫁することとを予定して付加価値税を創設する、こういう考え方が問題になつてあの当時付加価値税が目の目を見ることができなかったと云う学者もおるわけですが、こういう考え方はシャープ勧告でも裏づけをされております。シャープ勧告では「付加価値税はより高い価格で買受人に転嫁されるものである」と、第二次報告の中にそう述べています。

したがって、この付加価値税が価格に転嫁をするといふことが一般論としても理論的にも言ひ得るわけですから、もちろん、先ほどもおつしやつていふように、この過程の中でいろいろな作用が、理論的にはそうです。そうなりますと、物税としての事業税の性格上、企業活動を行つていくのに赤字だとして税負担を免れるのは許されないうといふことで外形標準課税を行うといふこと、それは事業税が物税だといふ性格からくるものでありますから、税負担の根拠がその点に求められているわけですね。ですから、この事業税は当然企業が負担するものであり、負担をした税の転嫁はその税理論上からも許されないのでないだらうかと、企業が負担の転嫁をなし得るといふことが理論的にもある状態で付加価値に課税をするといふこのやり方といふのは矛盾をするのではないかといふように思つてますが、この点はいかがで

すか。

○政府委員（森岡敏君） 税制なり税理論上、負担の転嫁を予定しておる税というのは私は間接税しかないと思つております。したがらしまして、法人事業税につきまして課税標準に外形標準を導入した場合にそれが転嫁するかしないかといふのは、税制なり税理論上の話を離れまして、経済の実態、市場原理に基づいて決まってくるのだと思つております。その場合に、所得を用いたから転嫁がしにくくて外形標準を用いたから転嫁をしやすいつつ若干の差はそれはあり得ると思つてすけれども、本質的に外形標準なら完全に転嫁をして所得なら転嫁をしないんだと、こういう決めつけは私はいまの市場原理から言いますとできないと思つてます。その例証をいたしまして、先ほど学者の実証的な研究も申し上げたわけでございます。しかも現在の事業税は、御承知のようにコストとして損金算入を認めておりますから、その点では法人税とか所得税と違うわけでございます。そういう面もございまして、この辺のところは、確かにおつしやうに税理論上なり税制上いかにいかにいふことになりまして、全く転嫁を予定した税であるといふように言ふことは言い過ぎであつて、そうではないといふことであらうと思つてます。

○委員長（高橋邦雄君） この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、鍋島直昭君、鳩山威一郎君及び多田省吾君が委員を辞任され、その補欠として佐々木満君、山東昭子君及び矢原秀男君が選任されました。

○神谷信之助君 これは二十九日の衆議院の大蔵委員会、福田総理が同委員会の質疑の中で、こ

いないと妥当でない性質を持つておる、すなわち、付加価値税が物価を押し上げるおそれがあるということも福田総理も述べておるのですがね。ここで言われている付加価値税と、そうしていま外形標準に付加価値を選択するという問題とストリートではありませんけれども、しかし、物価への転嫁の点では非常に大きな関係があると思はるのですかね。この辺ひとつ、これはきょうずっと議論をやりまして時間もありませんから、自治省の方でもさらに——結論はまだ出しておられないようですが、これをさらに研究をされると思うのですが、十分にひとつういった点も検討してもらふ必要があるというように思います。

そこで、大蔵省にちよつとお伺いするのですが、西ドイツの営業税についてですが、大蔵省の官房調査企画課で出しておられる「海外経済情報」の五十一年十二月一日号ですが、この西ドイツの営業税についての税のうちの、貸金支払い総額を課税標準とする場合の問題点について紹介をされていますが、この内容を示していただきたいと思います。

○説明員(亀井敬之君) 大蔵申しわけないのでございますけれども、いま手元にその資料も持ち合わせておりませんし、調査企画課でやっております関係で、私あるいはそういうのがあったのかしらと思ひますが、目に触れておりませんので、ちよつとお時間を拝借いたしますればと思うのでございます。

○政府委員(森岡敬君) 府県税課長から簡単に御説明申し上げます。

○説明員(川俣芳郎君) 西ドイツの営業税について簡単に御説明申し上げますと、西ドイツの場合、営業税は市町村税でございます、納税者は営業活動を行う者でございます。課税標準といたしましては三つの課税標準がございます、一つは、営業収益に長期負債の利子、さらには地代、家賃、使用料をプラスしたものでございます。第二の課税標準といたしましては、事業用の資

産額、ただしその額から土地、建物の価額を差し引くことになっております。これは、別途地方税といたしまして不動産税の課税対象に土地及び家賃がなつておるからでございます。

第三のカテゴリーといたしましては、支払い賃金額でございます。これは、この支払い賃金額を課税標準とするかどうかは地方団体の任意選択に任されておるということでございます。

税率でございますが、私どもが調査をいたしましたところでは、法人の場合は平均で一五・五程度、個人の場合は三・五ないし一五・五の累進税というところになっておるようでございます。二番目の事業用の資産額に對します税率は平均で〇・六程度、支払い賃金額に對する税率は一・六程度というところでございます。

○神谷信之助君 先ほど言いました大蔵省の「海外経済情報」によりまして、貸金支払い総額課税といふものについて雇用妨害税だといふようにみえたり、あるいは労働集約的中企業は不当競争促進措置だとみなされておるというように述べています。いま御説明があったように、西ドイツの営業税は三種の税から成り立っています、特に貸金支払い総額、つまり付加価値については特に評判が悪い。一部の自治体では禁止をされているところもある。この西ドイツの営業税については、E.C.付加価値税とのからみでその存立がいま議論もされているという点でいろいろ問題もあるわけですね。西ドイツの税制そのものにわれわれとちやく言うつもりはないのですが、この付加価値を課税標準として採用するという場合に、こ

ういった外国の例も他山の石として研究をする必要があるだろうという点で指摘をしておきたいと思ひます。要するに、物税としての事業税にふさわしい外形標準を選択するという点でさらにまだ検討の余地があるというように思ひますし、自治省の方がこの付加価値を適当な標準だとして、他の外形標準と比較もし、検討して、その結果を明らかにするということがなければ私に説得力がないと言へると思ひます。したがって、

これから研究をされている過程、一定の段階、段階で自治省の見解、あるいは研究をされた成果、これらをひとつ中間的にわれわれの方に知らせてもらふ。お互いにそういうことを議論し合ひながらこの外形標準の最も適当なものを選択をする必要があるのじゃないかというように思ひます。この点ひとつ自治省の方も協力をしてもらつたらどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

○政府委員(森岡敬君) 外形標準課税を導入いたします場合の外形標準として何が最も適当かというところになりますと、先ほど申しましたように、いままでの税制調査会なり地方制度調査会の審議の過程を踏まえて考えますと、私どもやっぱり加算法による付加価値額というのが比較すれば最も適当ではないかという気持ちは現段階では持つております。また、知事会が外形標準課税の導入に非常に強い意欲を示しておりますが、これまた加算法による付加価値額が妥当ではないかという見解を発表しております。どうもほかの外形標準をとりまけた場合には、先ほど申しましたように非常に問題がそれぞれある。そういったしますと、一〇〇〇〇絶対間違いのない、これが間違いないので、これ以外に絶対いかにぬのという基準はそれはないと思ひますけれども、やはり総体的に比較してど

れが一番リーズナブルであるかということを決めなかならない。そうなればやっぱり加算法の付加価値額ではなからうかという気持ちを持つて、いろいろを申し上げておきたいと思ひますが、なおいろいろ御意見を承りながら検討してまいりたいと思ひます。

○神谷信之助君 そこで、こつやつて議論をしますが、しかし、口頭でやり合つていただけでは、具体的ないろいろなデータを含めて深めるという点ではなかなかうまくいきませんのでね。だから、そういう意味では自治省の方から、資料という形でいいですから、そういう税調の議論を踏まえて自治省自身がこれが最も適切ではないかと思ひます。それには必要な材料なり、資料といひますか、それらを資料として適宜適当な時期

に、全部結論が出るまでということになしに、適当な時期に当委員会にも出してもらつて、われわれ委員の方もそういうものに基つて研究もし議論もしていただくという方法をとりたい。そういう意味で、ひとつそういう一定の段階、段階で自治省の方で資料をまとめてもらつて提出をしてもらうということをお願いをしたいと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(森岡敬君) 大問題でございますので、あらゆる機会をとらえまして各層各界の御意見を十分承るような手続といたしますが、そういうものは考えてまいりたいと思ひます。

○神谷信之助君 あと、時間ありませんから、いまの局長の話では、外形標準としては付加価値が適当だというお答えですが、御承知のように、わが党は、内部留保を含めた自己資本に對して課税をするという考え方を持つておるわけですね。この点についてはいづれ、もうきょうは時間がありませんで、改めて次の機会にこれについてまた批判、議論をしてみたいというように思ひますが、きょうはあまた電気関係をやする予定でしたが、これはまたせつかく御準備いただきまして、たけれども次の機会に譲ることになしたいと思ひます。

これで終わります。

○委員長(高橋邦雄君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと答ふる者あり〕

○委員長(高橋邦雄君) 御異議ないと認めます。暫時休憩いたします。

午後三時四十六分休憩

午後五時三十九分開会

○委員長(高橋邦雄君) ただいまから地方行政委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、加瀬完君及び志吉裕君が委員を辞任さ

れ、その補欠として工藤良平君及び大塚喬君が選任されました。

○委員長(高橋邦雄君) 地方税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

野口君から委員長の手元に修正案が提出されております。修正案の内容はお手元に配付のとおりでございます。

この際、本修正案を議題といたします。

まず、野口君から修正案の趣旨説明を願います。野口君。

○野口忠夫君 たいだいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案に対する修正案について、日本社会党、公明党、日本共産党及び第二院クラブを代表し、その提案理由と内容の概要を御説明申し上げます。

不況下にもかかわらず高進するインフレの中で、地方財政は深刻な危機に見舞われており、三割自治に象徴される戦後地方財政制度の根本的な矛盾を露呈しております。大企業優先の高度成長の破綻が、いまやだれの目にも明らかとなつているとき、今後のわが国経済の進むべき道は、福祉、年金制度の充実など、国民福祉の向上が経済成長を促進するいわゆる福祉優先の経済に転換する以外にありません。このような国民的要求を実現するに当たって、今後地方財政が重大な役割と課題を担わねばならないことは明らかであり、国、地方の財政制度の根本的改革は緊急の課題と言わねばなりません。

しかしながら、自民党政府は、こうした国民的要求に背を向け、みずからの経済政策の失敗を国民の負担の増大、福祉抑制、地方財政の借金依存に転嫁し、経済危機を乗り切ろうとしているのであります。とりわけ地方税制においては、こうした国民的課題に対処する思想に全く欠けているばかりか、名ばかりの住民税減税によって住民の実質的税の負担増を放置する一方、大企業課税においては、法人事業税の外形課税への転換を見送るなど、住民に高負担、低福祉のみを強要し、高度

成長下の大企業優遇税制を依然として温存しようとしているのであります。

日本社会党、公明党、日本共産党及び第二院クラブは、不況下のインフレから国民生活を防衛するためには地方財政の充実が不可欠であるとの立場から、国、地方の財政の根本的改革を強く要求し、住民の税負担の軽減、法人課税の強化を中心とする地方税源の強化を図り、もって地方自治の強化を図るため、特に緊急と認められる事項について所要の修正を行うこととしたのであります。

以下、順を追って修正案の概要を御説明申し上げます。

第一は、個人住民税についてであります。基礎控除、配偶者控除、扶養控除をそれぞれ二十四万円に引き上げ、課税最低限を百七十七万円といたしております。

障害者控除、老年者控除、寡夫(新設)、寡婦控除及び勤労学生控除の額を二十二万円に、特別障害者控除の額を二十八万円にそれぞれ引き上げるとともに、老人の扶養控除額については三十二万円に引き上げております。

障害者、未成年者、老年者、寡夫(新設)及び寡婦の非課税限度額を九十万円に引き上げるとともに、白色事業専従者控除限度額も七十万円に引き上げております。

次に、現行道府県民税所得割税率を、低所得者との負担の均衡を図るため、税率を五段階に区分する超過累進税率制に改めることといたしております。

第二は、法人についてであります。

大企業の都市への集中は、いまや集積の効果よりもマイナスの効果を増大させ、地方自治体の財政需要を急増させております。こうした大企業にある程度の税負担を求めることはきわめて当然であり、法人税割を道府県民税にあつては、五・六％、市町村民税にあつては、一五・五％といたしております。

第三は、利子・配当所得に対する課税について

であります。利子・配当所得については、五十三年より住民税として総合課税することといたしております。

第四は、事業税についてであります。

個人、法人ともに制限税率を撤廃することとし、まず個人事業税は、当面、所得税を納付するに至らない者に対する個人事業税の解消を図るため、事業主控除を二百六十万円に引き上げることといたしております。

また、中小事業者の負担軽減を図るため、白色申告者の専従者控除額を七十万円に引き上げることといたしております。

法人事業税については、自治体の税収入を安定的に確保するため、五十三年より外形標準課税を導入することといたしております。

第五は、電気税であります。産業用の非課税措置については廃止することといたしております。

第六は、事業所税であります。地域環境及び都市施設の整備のため、すべての市町村が目的税として条例で課税することができるとし、公益上必要があると認める場合、非課税措置、課税標準の特例について条例で定めることができることといたしております。

第七は、娯楽施設利用税についてであります。が、外形課税を行う場合におけるパチンコ場、マージャン場及び宝突き場にかかる税率は、現行税率に据え置くことといたしております。

以上が修正案の提案理由及び大要であります。が、何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(高橋邦雄君) それでは、ただいまの修正案に対し、質疑のある方は順次御発言を願います。――別に御発言もないようですから、これより原案及び修正案について討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○小山一平君 私は、日本社会党を代表し、ただ

いま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案につきまして、日本社会党、公明党、日本共産党及び第二院クラブ提出の修正案に賛成する立場から、反対の討論を申し上げたいと思ひます。

五十年度以降の地方財政の状況は、決して一時的な異常事態ではなく、明らかに構造的な財政危機となつております。この構造的危機は、インフレ下の不況という日本経済の現状に伴い、ますます深刻化し、なおかつ今後長期的に推移することが明らかとなつていゝま、地方財政の抜本改革は急務であり、深まりゆく日本経済の矛盾に対応したものでなければなりません。

今日、税財源も行政権限も余りにも国に集中しているがゆゑに、国においても敏速な政策対応ができなくなつていゝのであります。行政の合理化、簡素化、効率化を図るためには、地方自治体にその権限を大幅に移譲することが必要であります。また、権限移譲と並行して、財源再配分を図ることが必要であります。日本経済が、好むと好まざるとにかかわらず低成長経済に移行している今日、これらの問題は避けて通れないはずであります。

地方財政の基礎である地方税制の根本的な課題に対し、本年度政府がどのように対応していくのか。広く国民や地方団体が期待を持って注目していたところであり、残念ながらその期待は裏切られました。政府の地方税改正案においては、今後の地方税制のあり方に対する思想及び根本方針を全く欠如しているのであります。ひたすらに嵐の過ぎ去るのを待つて当面をしのぐことにきゅうきゅうとしていゝだけあります。国と地方は車の両輪であると総理も自治大臣も言いますが、国の車は大きく、地方の車は小さい片りんばである上に、この両輪を動かす動力としての機能を果たすために必要な地方税制に全く根本的な改革の手を加えず、高度成長時代の税制を温存しようとしていゝことは、時代錯誤もはなだしいと言わざるを得ません。

以下、私は具体的に反対理由を申し上げます。

第一に、住民税の問題であります。すでに三千億円の所得税減税が追加されましたが、住民税の課税最低限と所得税最低限との格差は一段と拡大することとなり、住民の税負担の重圧感是一段と増大しております。今日、応益原則を強調することは、勤労国民に対しては増税を意味することであり、課税最低限を思い切つて引き上げるべきであります。

第二は、大企業課税の問題であります。知事会が強く要求をしている法人事業税の外形標準課税の導入について、全く具体策を示していないことは承服できません。法人税収入の安定的確保を図るためにも、この際、外形標準課税の導入を図るべきであります。

第三は、非課税等特別措置の問題であります。産業用電気税の非課税措置が若干手直しされたとは言え、それはいまだ水山の一角に過ぎません。この抜本的改革こそ地方財政危機打開の重要な手段の一つであります。東京都の新財源構想の報告書でも、今日、大企業課税の不正を正すならば、十分財政危機打開に資することができるとが明らかにされており、政府も自治体の意見に謙虚に耳を傾け、その改革に着手すべきであります。

第四は、自治体の財政自主権の問題であります。都市税源の確保を図る立場から、革新自治体の多くは財政自主権の尊重を要求し、法人事業税等において具体的に実行しておりますが、この際、政府は自治体の財政自主権を尊重し、その具体的行使を推進するため事業所税などの課税方法を地方にゆだねるべきであります。

以上、私は政府案に反対し、わが党を初め四野党の共同修正案に賛成する立場から討論を申し上げます。次期地方税改正において自治体を初め住民の声が生かされるよう強く要求し、私の討論を終わります。

○後藤正夫君 私は、自由民主党を代表して、政府

提案の地方税法の一部を改正する法律案に賛成、日本社会党、公明党、日本共産党及び第二院クラブ提案の地方税法の一部を改正する法律案に対する修正案に反対の討論を行うものであります。

現下の財政経済政策の最大の課題は、速やかに景気の回復を図り、健全財政への復帰の条件を整備し、安定成長の路線に定着させて国民生活の向上を図ることであり、そのためには、公共事業の拡大推進、社会資本の整備、雇用の安定に重点を置いた景気の浮揚を図る必要があります。このような考え方に立つて、わが党は、本年一月に昭和五十二年度税制大綱を定め、これを国民の前に明らかにしているものであります。

今回の政府提案の地方税法の一部を改正する法律案は、わが党の提唱いたしました税制大綱がその重点となっているのであります。

すなわち、個人住民税の課税最低限の引き上げ、事業税の事業主控除額、料理飲食等消費税、電気税及びガス税の各免税点の引き上げ等、住民負担の軽減を図るとともに、法人住民税の均等割の引き上げ、娯楽施設利用税、鉱区税、狩猟免許税、入猟税及び入湯税の税率の引き上げ、さらに、電気税の非課税等の特別措置の整理合理化を行う等、地方税負担の適正化及び地方税源の充実強化を図るなど、多彩な措置を内容としております。

地方税制は、社会経済情勢の変化に対応し、常に合理化が進められなければなりません。その改正は、国の経済財政政策を考慮し、かつ、地方団体の個々の財政、住民負担の状況等を十分に配慮すべきものと考えます。

以上の理由から、今回の政府提案の地方税法の一部を改正する法律案は、時宜にかなった適切、妥当な措置であると思ひます。

簡単ではありますが、賛成の理由を申し述べまして私の賛成の討論を終わります。

○阿部憲一君 私は、公明党を代表して、ただいま議題となりました内閣提案にかかわる地方税法の一部を改正する法律案に反対し、日本社会党、

公明党、日本共産党及び第二院クラブ共同提案の修正案に賛成する討論を行います。

以下、その主な理由を申し上げます。

まず、地方財政の強化についてであります。政府の経済政策の失敗とその後の長期不況によつて、地方財政が三年連続して二兆円以上に上る財源不足を来しております。しかし、地方財政の危機は、経済環境の変化に伴う構造的な欠陥にあることは言うまでもありません。地方財政の危機は、単に景気変動のみに原因があるわけではなく、現行の地方税制度が地方公共団体の財政需要に照らして、収入の大宗としての機能を十分に果たし得なくなっているからであります。減速経済への移行に伴う今日の危機打開のためには、高度成長期につくり上げられた国と地方の行財政制度の抜本的な改革が最も必要なのであります。

しかるに、こうした構造上の問題を抱えた地方税制について、今回の政府提案の改正案は何らこたえていないのであります。ことに、財政力の強い大都市すらも交付税の交付団体になつていくことは、国と地方で税源配分を再検討し、住民生活に密着した行政の現場である地方公共団体が、みずからの責任において、地域社会の振興、住民福祉の向上を図るためにも、地方公共団体の自主財源の強化充実をはきわめて重要であります。

現行の地方税制度を現情に即した制度に変えるために、国と地方公共団体間、及び地方公共団体相互の税源配分の適正化をしなければなりません。このような措置がとられておりません。これが反対の第一の理由であります。

次に、住民税についてであります。今回の改正案では、課税最低限を標準世帯で十萬九千円引き上げ、百四十一萬八千円としております。このようなわずかな減税では、政府が言う物価調整減税どころか、依然として生活費に食い込む実質的な増税になります。昭和五十一年度の人件費の標準生活費は百七十七萬二千六百八十円となつており、この額にもはるかに及ばない、庶民の生活を圧迫したものに なつております。少なく

とも共同提案の修正案のように、標準世帯で課税最低限を百七十七萬七千円に引き上げるべきであります。

また、個人住民税は前年度課税になつておりますが、住民税の課税最低限の水準がいまいになつております。住民税の課税最低限の基準については、前年の国の所得税における標準世帯の課税最低限の八割見当を下らない措置をしていくと自治省は述べてきましたが、その措置すらとられておりません。

なお、所得税において、源泉分離課税を選択した利子所得等については、地方税法上住民税の課税対象から除外されており、これがため租税負担の公平の見地から問題があるばかりでなく、所要の地方財源が確保されない結果となつております。そのときどきの臨時地方特例交付金の中で考慮されるのではなく、制度的に解決を図っていくべきであります。

これらの措置がとられておりません。これが反対の第二の理由であります。

次に、法人関係税についてであります。法人事業税への外形標準課税の導入については、事業税の性格の明確化及び府県税の安定的税源の確保という立場から強く指摘されてきました。しかし、法人事業税の外形標準課税が導入されております。

これが反対の第三の理由であります。次に、地方税の非課税措置並びに租税特別措置による地方税の減収遮断についてであります。大企業を初めとした地方税の非課税措置の改廃は、税の公平を確保するためにも、地方税独自の立場から整理縮小を図るべきであります。大企業の電気税についても、コストに占める電気料金をおおむね五割以上のものという従来の基本方針を変えない範囲での整理にすぎません。

そのほか、すでに政策目的を終えて既得権化したものについても全く見直しが必要とされ、さらに国税の租税特別措置による地方税へのはね返り遮断という最低の措置すら行おうとしておりませ

ん。これでは従来の高度経済成長時代の制度や慣行が温存されたままであり、不公平税制の改革という根本問題に何らの解決がなされておられません。

これが反対理由の第四であります。

次に、娯楽施設利用について、外形課税を行う場合のパチンコ場、マージャン場、玉突き場の標準税率を大幅に引き上げております。このような措置は大衆課税的なものであり、認めるわけにはまいりません。

なお、料理飲食等消費税については、従来から温泉地、観光地の清瀬等の一般財源として市町村への移譲が強く要望されてきました。料飲税は、これらの見地からその一部を市町村へ移譲すべきであります。

これらの措置がとられておりません。

以上、申し述べまして討論を終わります。

○神谷信之助君 私、日本共産党を代表して、ただいま提案されております政府提出の地方税法改正案に反対、日本社会党、公明党、日本共産党並びに第二院クラブの共同提出になる同修正案に賛成の討論を行います。

まず、政府提出の地方税法改正案についてありますが、何よりも今日の深刻な地方財政危機のもとで、住民要求にこたえ得る地方財源を確保するため、抜本的な改革を実現していない点であります。これは、不況とインフレのはさみ打ちに遭って、生活と経営が困難になっている国民の期待を裏切るばかりか、地方自治関係六団体の切実な要望にこたえていないものと言わねばなりません。

以下、若干具体的に意見を述べます。

第一に、物価調整税によりますところの個人住民税の三控除額の引き上げはおのおのわずから一万円であり、物価の上昇と名目所得の上昇の中にあつて、その引き上げ幅は余りにも僅少であり、住民税所得割の納税義務者はこの措置により一段と増加するものと見込まれ、実質は減税でなく、増税と言うべきであり、住民税の大衆課税の性格

は一段と強化されようとしていくことであります。

第二は娯楽施設利用税等消費税関係の引き上げについてであります。

一連の引き上げは、勤労者にとって、ささやかな娯楽や余暇利用にまで税負担の強化を求めるだけでなく、パチンコ等外形課税となるものについて、その負担が零細事業主に転嫁されることとなり、問題であると言わざるを得ません。

第三に、地方税における特別措置の廃止等税負担の不公平正正についてであります。政府は、新規の措置を原則として認めず、従来とってきた特別措置についても見直すという基本方針を掲げながら、改正案ではその努力の跡が十分見られないばかりか、大企業の要望にこたえて新たな非課税措置等を設けているのであります。私どもは、法人均等割における税率負担区分の見直しなど、税負担の不公平正正については、まだまだ実施しなければならぬ課題は山積していることを指摘するとともに、抜本的な見直しを強く要求するものであります。

第四に、事業税の外形標準課税、高速道路課税等、地方財政危機の中で関係自治体を実施を強く要求してきた課題について、今回の改正案が全く触れることなく、自治体の独自財源を確保する方途が今回も見送りとなっていることについても遺憾の意を表せざるを得ないのであります。

以上、政府案は、大企業に有利な不公平税制を是正することなく、住民負担の強化によって当面の財政危機を切り抜けようとするものであり、これには反対せざるを得ないのであります。

次に、日本社会党、公明党、日本共産党、第二院クラブ提出の修正案についてであります。

第一に、地方税においても大幅な減税を図ることにより、国民の税負担の軽減を目指してまいります。

第二に、不公平税制の是正につきましても、利子・配当所得者の優遇措置の廃止、電気税の産業用電気非課税措置の廃止等、積極的な是正策を講じております。

第三に、事業所税課税団体制限の廃止等、地方団体の独自財源強化についても一定の改善を行っており、特に一定規模以上の法人に対する事業税の外形標準課税を五十三年度から実施することについては、都道府県の強い要望でもあり、賛同いたします。

私どもは、この法人事業税の外形課税の課税標準の選択については、この税の負担が他に転嫁されることを防ぐ意味において、自己資本を選択することを要求するものであります。

以上、本修正案は、国民の減税要求と自治体の財源強化要求にこたえようとするものであり、賛意を表するものであります。

以上で私の討論を終わります。

○委員長(高橋邦雄君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(高橋邦雄君) 御異議ないと認めます。それでは、これより地方税法の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、野口君提出の修正案を問題に供します。野口君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(高橋邦雄君) 少数と認めます。よつて、野口君提出の修正案は否決されました。

それでは、次に原案全部を問題に供します。本

案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(高橋邦雄君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

夏目君から発言を求められておりますので、これを許します。夏目君。

○夏目忠雄君 私、ただいま可決されました地方税法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党、日本共産党及び第二院

クラブの各派共同による附帯決議案を提出いたします。

ます。

案文を朗読いたします。

地方税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

昨今の経済情勢の下で深刻化している地方財政の状況にもかかわらず、いまだ国・地方自治体間の税財政制度の抜本的改革が行われていない。よつて政府は、昭和五十三年度において、地方税源の安定的確保を図り、もつて地方自治の発展を期するよう、左記の事項について実現を図るべきである。

一、国・地方自治体間の税源再配分を再検討し、昭和五十三年度を目途として地方自治体の自主財源を充実強化するよう努めること。

二、住民税については、引き続き課税最低限の引上げ等の措置を検討し、住民負担の軽減を図るとともに、中小法人に対する税負担の軽減を図ること。

三、法人事業税の所得課税については、昭和五十三年度より外形標準課税を導入するよう努めること。

四、都市税源の充実を図るため、法人所得課税の地方への配分割合の強化を図るとともに、事業所税の課税団体の範囲を拡大するよう検討すること。

五、産業用電気税の非課税措置の縮減等、地方税における非課税措置を抜本的に整理合理化するとともに、国税の租税特別措置による地方税への影響をしゃ断するよう努めること。

六、利子及び配当所得については、すみやかに総合課税に移行するよう努めるとともに、それまでの間地方税の減収を考慮し補てん措置を講ずること。

七、地方道路財源特に市町村の道路財源の充実を図ること。

八、有料高速道路に対する固定資産税の課税又はこれにかわる措置を、昭和五十三年度より実現するよう努めること。

九、地方自治体の課税自主権を尊重すること。

右決議する。  
以上でございます。

○委員長(高橋邦雄君) ただいま夏目君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(高橋邦雄君) 全会一致と認めます。よって、夏目君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、小川自治大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。小川自治大臣。

○國務大臣(小川平二君) ただいまの附帯決議につきましては、その御趣旨を尊重して善処してまいりたいと存じます。

○委員長(高橋邦雄君) 次に、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案についてこれより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(高橋邦雄君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(高橋邦雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時十分散会

〔参照〕

地方税法の一部を改正する法律案に対する修正案

修正案

地方税法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二十三条第一項の改正規定の前に次の三改正規定を加える。

目次中「使途等」第七百一条の七十三・第七百一条の七十四を「使途(第七百一条の七十三)」に改める。

第五条第五項を削り、同条第六項中「前二項」を「前項」に改め、同項中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加え、同項を同条第五項とする。

一 事業所税

第十七条の五第三項中「第七百一条の三十一第一項第七号」を「第七百一条の三十一第一項第六号」に改める。

第二十三条第一項の改正規定を次のように改める。

第二十三条第一項第六号中「一時金」の下に「及び租税特別措置法第二十九条の四において退職手当等とみなされる金額」を加え、同項第七号ロ中「一時金」の下に「又は租税特別措置法第二十九条の四において退職手当等とみなされる金額」を加え、「又は同法」を「又は所得税法」に改め、同項第十の次に次の一号を加える。

十の二 寡夫 次に掲げる者で若年者に該当しないものをいう。

イ 妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有するもの

ロ イに掲げる者のほか、妻と死別した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、前年の合計所得金額が三百万円以下であるもの

第二十四条の五第一項第三号の改正規定中「第三号中」の下に「又は寡婦」を、「寡夫又は寡婦」に、「を」を加え、「八十万円」を「九十万円」に改め、同改正規定の次に次の改正規定を加える。

第三十二条第四項第一号中「四十万円」を「七十万円」に改める。

第三十四条の改正規定を次のように改める。

第三十四条第一項第六号中「十六万円」を「二十万円」に、「第五項」を「第四項」に、「十九万円」を「二十八万円」に改め、同項第七号中「十六万円」を「二十二万円」に改め、同号の次に次の一号を加える。

七の二 寡夫である所得割の納税義務者 二十万円

第三十四条の改正規定の次に次の五改正規定を加える。

第三十四条第一項第八号及び第九号中「十六万円」を「二十二万円」に改め、同項第十号中「十九万円」を「二十五万円」に改め、同項第十一号中「十七万円」を「二十四万円」に改め、同項第十二号中「十九万円」を「二十五万円」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「若年者控除額」との下に、同項第七号の二の規定によつて控除すべき金額を寡夫控除額とを加え、「及び前項」を削り、「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「又は第三項」を削り、「若年者」の下に、「寡夫」を加え、「あるかどうか、所得割」を「あるかどうか又は所得割」に改め、「又は所得割の納税義務者に配偶者がいないかどうか」を削り、「すでに」を「既に」に、「第二十三条第一項第十一号イ」を「第二十三条第一項第十号の二イ又は第十一号イ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項中「若年者控除額」の下に「寡夫控除額」を加え、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とする。

第三十五条第一項の表を次のように改める。

百五十万円以下の金額 百分の二

百五十万円を超える金額 百分の三

二百五十万円を超える金額 百分の四

四百万円を超える金額 百分の五

六百万円を超える金額 百分の六

第四十五条の二第一項第五号中「若年者控除額」の下に、「寡夫控除額」を加える。

第五十条の四の表を次のように改める。

百五十万円以下の金額 百分の二

百五十万円を超える金額 百分の三

二百五十万円を超える金額 百分の四

四百万円を超える金額 百分の五

六百万円を超える金額 百分の六

第五十一条第一項中「百分の五・二」を「百分の五・六」に、「百分の六・二」を「百分の六・七」に改める。

第七十二条の十七第一項の改正規定中「改める」を「改め、同条第三項第一号中「四十万円」を「七十万円」に改める」に改める。

第七十二条の十八第一項及び第二項の改正規定中「二百二十万円」を「二百六十万円」に改め、同改正規定の次に、次の改正規定を加える。

第七十二条の二十二第八項を削り、同条第九項中、「第六項及び前項」を「及び第六項」に改め、同項を同条第八項とする。

第七十八条第二項の改正規定中「同項の表中「百五十円」を「二百五十円」に、「五百円」を「七百五十円」に、「千円」を「二千円」に改め」を削る。

第二百九十二条第一項の改正規定を次のように改める。

第二百九十二条第一項第六号中「一時金」の下に「及び租税特別措置法第二十九条の四において退職手当等とみなされる金額」を加え、同項第七号ロ中「一時金」の下に「又は租税特別措置法第二十九条の四において退職手当等とみなされる金額」を加え、「又は同法」を「又は所得税法」に改め、同項第十号の次に次の一号を加える。

十の二 寡夫 次に掲げる者で老年者に該当しないものをいう。

イ 妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有するもの

ロ イに掲げる者のほか、妻と死別した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、前年の合計所得金額が三百万円以下であるもの

第二百九十五条第一項第三号の改正規定中「第三号中」の下に「又は寡婦」を、「寡夫又は寡婦」に、「を」を加え、「八十万円」を「九十万円」に改める。

第三百十二条の改正規定の次に次の改正規定を

加える。

第三百十三条第四項第一号中「四十万円」を「七十万円」に改める。

第三百十四条の二の改正規定を次のように改める。

第三百十四条の二第二項第六号中「十六万円」を「二十二万円」に、「第五項」を「第四項」に、「十九万円」を「二十八万円」に改め、同項第七号中「十六万円」を「二十二万円」に改め、同号の次に次の一号を加える。

七の二 寡夫である所得割の納税義務者 二十万円

第三百十四条の二の改正規定の次に次の三改正規定を加える。

第三百十四条の二第二項第八号及び第九号中「十六万円」を「二十二万円」に改め、同項第十号中「十九万円」を「二十四万円」に改め、同項第十一号中「十七万円」を「二十四万円」に、「第三項及び第五項」を「第四項」に、「十九万円」を「三十二万円」に改め、同条第二項中「十九万円」を「二十四万円」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「老年者控除額」との下に、「同項第七号の二の規定によつて控除すべき金額を寡夫控除額」とを加え、「及び前項」を削り、「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「又は第三項を削り、「老年者」の下に「寡夫」を加え、「あるかどうか、所得割」を「あるかどうか又は所得割に改め、「又は所得割の納税義務者に配偶者がいないかどうか」を削り、「すでに」を「既に」に、「第二百九十二条第一項第十一号」を「第二百九十二条第一項第十号の二又は第十一号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項中「老年者控除額」の下に、「寡夫控除額」を加え、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とする。

第三百十四条の六第一項中「百分の十二・一」を「百分の十五・五」に、「百分の十四・五」を「百分の十八・六」に改める。

第三百十七条の二第二項第五号中「老年者控除額」の下に、「寡夫控除額」を加える。

第四百八十九条第一項の改正規定を次のように改める。

第四百八十九条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項から第十五項までを一項ずつ繰り上げる。

第七百一条の二の改正規定の次に次の二改正規定を加える。

第七百一条の三十を次のように改める。

(事業所税)

第七百一条の三十 市町村は、都市環境又は生活環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるため、事業所税を課することができ

第七百一条の三十一第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第十号までを一

ずつ繰り上げ、同条第二項中「前項第五号」を「前項第四号」に改める。

第七百一条の三十二の改正規定中「第七百一条の三十二第三項」を「第七百一条の三十二第一項中「指定都市等」を「市町村」に改め、同条第三項に「加える」を加え、「(第七百一条の四十一第四項において「従前の宅地等」に対応しない施設建築物の一部等で事業所等の用に供するもの」という)を削る」に改める。

第七百一条の三十四の改正規定を次のように改める。

第七百一条の三十四第一項から第三項まで中「指定都市等」を「市町村」に改め、同項第二十三号中「第十二号」を「第十号」に、「第十六号」を「第十四号」に改め、同項に次の一号を加える。

三十一 前各号に掲げるもののほか、公益上その他の事由により事業所税を課することを適当とし、当該施設として当該市町村の条例で定める施設

第七百一条の三十四の改正規定の次に次の四改正規定を加える。

第七百一条の三十四第四項及び第五項中「指定

都市等」を「市町村」に改め、同項中「第七号」の下に「若しくは第八号」を「第七号」に改め、同条第二号若しくは第四号」を加え、「都市再開発法第二号第二号」を「都市再開発法第二号第二号」に改め、同条第六項から第八項まで中「指定都市等」を「市町村」に改め、同項第二号中「第七号」の下に「若しくは第八号」を「第七号」に改め、同項第二号若しくは第八号」を加え、「都市再開発法第二号第二号」を「都市再開発法第二号第二号」に改め、同項に次の二号を加える。

三 都市再開発法第二号の二第一項の規定による市街地再開発事業によつてされる同法第二号第六号に規定する施設建築物で事業所等の用に供するものの新築

四 公害防止事業団から譲渡を受けた公害防止事業団法第十八条第二号に規定する施設で、その譲渡による取得につき第七百一条の三十二第三項の規定の適用を受けるものの同項の規定により新築とみなされる取得

第七百一条の三十四第九項及び第七百一条の三十五第一項中「指定都市等」を「市町村」に改める。

第七百一条の三十七中「指定都市等の区域内」を「市町村の区域内」に、「当該指定都市等」を「当該市町村」に、「指定都市等の長」を「市町村長」に改める。

第七百一条の三十九中「指定都市等」を「市町村」に改める。

第七百一条の四十一の改正規定を次のように改める。

第七百一条の四十一を次のように改める。

(事業所税の課税標準の特例)

第七百一条の四十一 市町村は、公益上その他の事由により前条に規定する事業所税の課税標準により事業所税を課することを適当とし、当該施設については、同条の規定にかかわらず、当該市町村の条例で定めるところにより、同条に規定する課税標準となるべき面積又は金額から当該面積又は金額に一定の割合を乗じて得た面積又は金額を控除して得た面積又は金額を当該施設

設に係る事業所税の課税標準とすることができ  
る。

第七百一条の四十三第二項の改正規定中「第七  
百一条の四十三第二項を『第七百一条の四十三第  
一項及び第二項中『指定都市等』を『市町村』に改  
め、同項に、改める』を改め、同条第三項中  
『指定都市等』を『市町村』に改める』に改め、同改  
正規定の次に次の五改正規定を加える。

第七百一条の四十四中「指定都市等」とその他の  
市町村とを「二以上の市町村」に改める。

第七百一条の四十六及び第七百一条の四十七中  
「所在の指定都市等の長」を「所在の市町村長」  
に、「当該指定都市等」を「当該市町村」に、「指定  
都市等の長」を「市町村長」に改める。

第七百一条の四十八中「所在の指定都市等の長」  
を「所在の市町村長」に、「当該指定都市等」を  
「当該市町村」に改める。

第七百一条の四十九第二項中「指定都市等の長」  
を「市町村長」に、「当該指定都市等」を「当該市  
町村」に改める。

第七百一条の五十中「指定都市等は」を「市町村  
は」に、「指定都市等の長」を「市町村長」に、「指定  
都市等の区域内」を「市町村の区域内」に改める。

第七百一条の五十一第一項の改正規定中「第七  
百一条の四十一第七項を『第七百一条の四十一第  
八項に、第六項を『第七項を』指定都市等  
は』を『市町村は』に改め、又は第七百一条の四  
十一第七項を削り、『非課税等判定日』を『非課税判  
定日』に、若しくは第九項又は第七百一条の四十一  
第一項、第二項若しくは第六項を『又は第九  
項に、非課税等事業所用家屋を非課税事業所  
用家屋に、指定都市等の長を市町村長に改  
め、同条第二項中『指定都市等の長を市町村長』  
に、非課税等事業所用家屋を非課税事業所用  
家屋に改める。

第七百一条の五十一の次に一条を加える改正規  
定中「指定都市等は」を「市町村は」に、「指定都市  
等の長」を「市町村長」に改め、同改正規定の次に  
次の十三改正規定を加える。

第七百一条の五十二中「指定都市等の区域内」を  
「市町村の区域内」に、「当該指定都市等」を「当該  
市町村」に、「所在の指定都市等の長」を「所在の地  
市町村長」に改める。

第七百一条の五十四中「指定都市等」を「市町村」  
に改める。

第七百一条の五十五中「指定都市等の長」を「市  
町村長」に改める。

第七百一条の五十七中「指定都市等の長」を「市  
町村長」に、「当該指定都市等」を「当該市町村」に  
改める。

第七百一条の五十八中「指定都市等の長」を「市  
町村長」に改める。

第七百一条の五十九中「指定都市等の徴税吏員」  
を「市町村の徴税吏員」に、「指定都市等の長」を  
「市町村長」に改める。

第七百一条の六十から第七百一条の六十二まで  
中「指定都市等の長」を「市町村長」に改める。

第七百一条の六十三から第七百一条の六十七ま  
で中「指定都市等」を「市町村」に改める。

第七百一条の六十九中「指定都市等の長」を「市  
町村長」に改める。

第七百三十六条第一項中「同条第六項中」三  
四 宅地開発税  
五 国民健康保険税

に改め、同条第二項中「及び第五項」を削る。  
第七百三十七条第三項中「指定都市等」を「一  
市」に改める。

附則第七条中第二項及び第三項を削り、第四項  
を第二項とし、第五項から第七項までを削る。  
附則第三十二條の三の改正規定中「事業所等」  
を「指定都市等」を「市町村」に改め、「事業所等」  
に、「新増設に係る事業所税」を、「第七百一条  
の四十一第一項の表第十一号の規定にかかわら  
ず」を削り、「新増設に係る事業所税」に改める。  
附則第三十二條の三に三項を加える改正規定の

町村長に、「指定都市等の徴税吏員」を「市町村の  
徴税吏員」に改める。

第七百一条の七十一中「指定都市等」を「市町村」  
に改める。

第四章第五節第六款の款名中「使途等」を「使途」  
に改める。

第七百一条の七十三中「指定都市等」を「市町村」  
に、「市街地開発事業その他の都市環境」を「都市  
環境又は生活環境」に改める。

第七百一条の七十四を削る。

第七百三十四条第三項の改正規定中「改める」を  
「改め、同表第三十四条の六第一項の項中『百分  
の十二・一』を『百分の十五・五』に、『百分の十  
七・三』を『百分の二十一・一』に、『百分の十  
五』を『百分の十八・六』に、『百分の二十・七』を  
『百分の二十五・三』に改める」に改め、同改正規  
定の次に次の四改正規定を加える。

第七百三十五条中、第五項及び第六項第一号」  
を「並びに第五項第一号及び第二号」に改め、「(同  
条第五項に掲げる目的税については、指定都市  
等)」を削る。

「一 都市計画税  
二 水利地益税  
三 共同施設税  
四 宅地開発税  
五 国民健康保険税

「一 事業所税  
二 都市計画税  
三 水利地益税  
四 共同施設税  
五 宅地開発税  
六 国民健康保  
険税」

「二 事業所税  
三 水利地益税  
四 共同施設税  
五 宅地開発税  
六 国民健康保  
険税」

うち第二項中「指定都市等」を「市町村」に改め、第  
三項の表中「第七百一条の四十一第一項から第四  
項まで及び」を削り、「又は第七百一条の四十一第  
一項、第二項若しくは第七項を『第八項又は第九  
項に、若しくは第七百一条の四十一第一項、第  
二項若しくは第七項を『第八項若しくは第九項』  
に改める。  
附則第三十二條の三の次に一条を加える改正規  
定を削る。  
附則第三十三條の三の改正規定の前に次の改正

規定を加える。  
附則第三十三條の二第一項第一号及び第三項第  
二号中「百分の五・二」を「百分の五・六」に改め、  
同条第六項中「百分の五・二」を「百分の五・六」  
に、「百分の十二・一」を「百分の十五・五」に改め  
る。

本則中附則第三十七條を削る改正規定の次に次  
の改正規定を加える。

別表第一及び別表第二を削る。

附則第一条中「第四百八十九条第一項」を「第四  
百八十九条」に改め、「六月一日から」の下に、「目  
次、第五條、第十七條の五第三項」を加え、「及び  
第二百二十九条第三項の改正規定を、第二百二十九  
条第三項、第七百一条の三十、第七百一条の三十  
一、第七百一条の三十五、第七百一条の三十七、  
第七百一条の三十九、第七百一条の四十四、第七  
百一条の四十六から第七百一条の五十四まで、第七  
百一条の五十二、第七百一条の五十七から第七百一  
条の五十五、第七百一条の五十九から第七百一条  
の六十七まで、第七百一条の六十九、第七百一条  
の七十一、第四章第五節第六款の款名、第七百一  
条の七十三、第七百一条の七十四及び第七百三十  
五条から第七百三十七条までの改正規定」に改め  
る。

附則第二条第二項中「新法第七十二條第一項」を  
「新法第五十一條第一項及び第五十二條第一項」に  
改める。

附則第三条中「新法第七十二條の十八第一項及  
び第二項」を「新法第七十二條の十七第三項第一号  
並びに第七十二條の十八第一項及び第二項」に改  
める。

附則第九条第二項中「第二項」の下に「並びに第  
三百十四條の六第一項」を加える。

附則第十二條中「新法第四百八十九條第一項」を  
「新法第四百八十九條」に改める。

附則第十七條を次のように改める。  
(事業所税に関する規定の適用)  
第十七條 昭和五十二年九月三十日までの間は、  
新法第七百一条の三十二、第七百一条の三十

四、第七百一条の四十一、第七百一条の四十三、第七百一条の五十一、第七百一条の五十一の二及び新法附則第三十二条の三中「市町村」とあるのは「指定都市等」と、「市町村長」とあるのは「指定都市等の長」とする。

2 指定都市等(旧法第七百一条の三十一第一項第一号に規定する指定都市等)をいう。次項において同じ。の課する事業に係る事業所税(新法第七百一条の三十二第一項に規定する事業に係る事業所税をいう。以下この項及び第四項において同じ。)に関する同法及び前項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業について適用し、施行日前に終了する事業年度分の法人の事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

3 指定都市等の課する新増設に係る事業所税(新法第七百一条の三十二第二項に規定する新増設に係る事業所税をいう。以下この項及び第五項において同じ。)に関する同法及び第一項の規定は、施行日以後に行われる事業所用家屋(同法第七百一条の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋をいう。以下この項及び第五項において同じ。)の新築又は増築について適用し、施行日前に行われる事業所用家屋の新築又は増築についての新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

4 新法の規定により新たに課することとなる事業に係る事業所税に関する同法の規定は、昭和五十二年十月一日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び同年以後の年分の個人の事業について適用する。

5 新法の規定により新たに課することとなる新増設に係る事業所税に関する同法の規定は、昭和五十二年十月一日以後に行われる事業所用家屋の新築又は増築について適用する。  
附則第二十六条を附則第二十八条とし、附則第二十五条を附則第二十七条とし、附則第二十四条の次に次の二条を加える。

(道府県民税及び市町村民税についての措置)

第二十五条 道府県民税及び市町村民税については、昭和五十三年度分から利子及び配当に係る所得について他の所得と区分しないで課税がなされるよう必要な措置が講ぜられるべきものとする。

(事業税の課税標準についての措置)

第二十六条 法人の行う事業(電気供給業、ガス供給業、生命保険事業及び損害保険事業を除く。)に対する事業税については、昭和五十三年度分の事業税から新法第七十二条の十九に規定するものを課税標準として課税するよう必要な措置が講ぜられるべきものとする。